

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月10日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
平成28年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	16
同意第2号の上程、説明	17
議案第7号の上程、説明	17
議案第8号の上程、説明	18
議案第9号の上程、説明	19
議案第10号の上程、説明	19
議案第11号の上程、説明	20
議案第12号の上程、説明	21
議案第13号の上程、説明	21
議案第14号の上程、説明	22
議案第15号の上程、説明	23
議案第16号の上程、説明	24
議案第17号の上程、説明	24
議案第18号の上程、説明	25
議案第19号の上程、説明	25
議案第20号の上程、説明	27
議案第21号の上程、説明	28
議案第22号の上程、説明	29
議案第23号の上程、説明	30
議案第24号の上程、説明	30

議案第25号の上程、説明	33
議案第26号の上程、説明	34
議案第27号の上程、説明	35
議案第28号の上程、説明	36
議案第29号の上程、説明	37
報告第2号の上程、報告	38
報告第3号の上程、報告	39
休会について	39
散会の宣告	39

第 2 号 (3月14日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
一般質問	43
前田 孝 議員	43
仲井間 宗利 議員	45
新城 一智 議員	47
宮城 辰徳 議員	53
大城 佐一 議員	56
吉濱 覺 議員	63
散会の宣告	72

第 3 号 (3月15日)

開議、散会の日時	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	73
事務局出席者	73
議事日程	74
開議の宣告	76
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
議案第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	79

議案第 8 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	79
議案第 9 号の質疑、委員会付託	80
議案第 10 号の質疑、委員会付託	82
議案第 11 号の質疑、委員会付託	86
議案第 12 号の質疑、委員会付託	86
議案第 13 号の質疑、委員会付託	87
議案第 14 号の質疑、委員会付託	87
議案第 15 号の質疑、委員会付託	87
議案第 16 号の質疑、委員会付託	87
議案第 17 号の質疑、委員会付託	87
議案第 18 号の質疑、委員会付託	90
議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第 21 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第 22 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第 23 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第 24 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第 25 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	102
議案第 26 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	102
議案第 27 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	102
議案第 28 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	103
議案第 29 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	103
議案第 30 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	104
諸般の報告	105
散会の宣告	105

第 4 号 (3月16日)

開議、散会の日時	107
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	107
事務局出席者	107
議事日程	108
議案第 19 号～議案第 23 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
休会について	112
散会の宣告	112

第 5 号 (3月24日)

開議、閉会の日時	113
出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	113
事務局出席者	113
議事日程	114
開議の宣告	116
報告第4号の上程、報告	116
報告第5号の上程、報告	116
議案第9号及び議案第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	117
議案第11号～議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	119
議案第24号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	124
陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	129
意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	130
決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	133
決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	134
決議案第3号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	136
議員派遣の件	137
閉会の宣告	138
署名議員	139

平成28年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成28年3月10日

会期15日間

閉会 平成28年3月24日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月10日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・平成28年度村長所信表明・議案提案説明・報告
3月11日	金	休 会		議案検討
3月12日	土	休 会		
3月13日	日	休 会		
3月14日	月	本会議	午前10時	一般質問（終了後全員協議会）
3月15日	火	本会議	午前10時	同意第1号及び第2号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第7号及び第8号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第9号及び第10号質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託 議案第11号～第18号質疑、総務常任委員会付託 議案第19号～第29号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第30号提案説明、質疑、委員会付託省略（即決）
3月16日	水	委員会	午前10時	議案第19号～第23号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	議案第19号～第23号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
3月17日	木	委員会	午後1時30分	議案第11号～第18号総務常任委員会（説明～採決） 陳情第1号及び第4号総務常任委員会（検討～採決）
3月18日	金	委員会	午前10時	議案第9号及び第10号過疎地域自立促進計画審査特別委員会（説明～採決）
3月19日	土	休 会		
3月20日	日	休 会		
3月21日	月	休 会		春分の日（振替休）
3月22日	火	委員会	午前10時	議案第24号～第29号予算審査特別委員会 (説明～検討)
			午後3時	現地調査
3月23日	水	委員会	午前10時	議案第24号～第29号予算審査特別委員会 (検討～採決)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月24日	木	本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理 議員派遣の件(閉会)

会期日数 15日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 6日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成28年1月20日	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表 藤本 久美子	総務常任委員会
2	平成28年1月28日	宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書	荒木 實	議員配布
3	平成28年2月5日	国の出先機関の予算・人員体制の拡充を求める陳情	国家公務員労働組合 沖縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布
4	平成28年2月17日	未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情	Kids Voting Japan 代表 寒川 友貴	総務常任委員会

平成28年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成28年3月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成28年3月10日 午前10時00分)

散 会 (平成28年3月10日 午後12時25分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 濱 覺
4 番議員	金 城 勇	9 番議員	東 武 久
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	大 嶺 実
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	会 計 課 長	島 袋 経 子
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	山 城 均	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成28年度村長所信表明	
6	同第1号 意	教育委員会教育委員の任命について	提案説明
7	同第2号 意	教育委員会教育委員の任命について	提案説明
8	議案第7号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	提案説明
9	議案第8号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について	提案説明
10	議案第9号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	提案説明
11	議案第10号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について	提案説明
12	議案第11号	大宜味村行政不服審査会条例	提案説明
13	議案第12号	大宜味村行政不服審査関係手数料条例	提案説明
14	議案第13号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
15	議案第14号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
16	議案第15号	大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
17	議案第16号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	提案説明
18	議案第17号	大宜味村出産祝金に関する条例	提案説明
19	議案第18号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議 案 第 1 9 号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	提 案 説 明
21	議 案 第 2 0 号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提 案 説 明
22	議 案 第 2 1 号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提 案 説 明
23	議 案 第 2 2 号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提 案 説 明
24	議 案 第 2 3 号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提 案 説 明
25	議 案 第 2 4 号	平成28年度大宜味村一般会計予算	提 案 説 明
26	議 案 第 2 5 号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提 案 説 明
27	議 案 第 2 6 号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提 案 説 明
28	議 案 第 2 7 号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提 案 説 明
29	議 案 第 2 8 号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提 案 説 明
30	議 案 第 2 9 号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提 案 説 明
31	報 告 第 2 号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告 について	報 告
32	報 告 第 3 号	大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	報 告

○ 議長（平良嗣男） あすは、5年前に東日本大震災が発生した日であります。被災され、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、哀悼の意を込めて黙とうを捧げたいと思います。ひとつ御協力よろしくをお願いします。黙とう。

（黙とう）

○ 議長（平良嗣男） 大変ありがとうございました。着席。

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） おはようございます。

ただいまから平成28年第3回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 東 武久議員及び1番 大城佐一議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをしてください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） おはようございます。

平成28年第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の出席のもと開会できますことに対し、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

12月から3月までの行政報告を行います。

お手元に配りましたとおり、12月6日辺土名高校の70周年記念式典があり、多くの卒業生や関係者が集い盛大に開催されました。

12月20日、首里城への若水献上役伝があり、本村にも水の献上があり、新年の仕事初めに、職員の健康と村の発展を願い、献上水で乾杯を捧げました。

12月21日には、村特産のシークワサーをドライバーに配り交通安全を呼びかけました。

また、1月4日の成人式、5日の村民新春の集いも、盛大に開催することができました。

12月22日から1月28日の間、未利用の公共施設や統廃合後の学校跡地及び施設等の総合管理計画策定のため、懇談会を行ってまいりました。

2月23日には、村老人クラブ会長がパークゴルフ場の建設について、村の考えを聞きたいとのことで来訪がありました。村としては、これから、結の浜の具体的な計画を策定していく中や学校跡地利用計画等で検討していきたいと申し上げました。計画書が策定されていない中では、いつできるということとは言えないとお答えしておきました。私からの確認として、会長にお尋ねしました。12月議会において、議員の質問で私が、パークゴルフ場を「つくります」と言ったとを確認したところ、「つくります」と限定したことは、言っていないとを確認いたしましたので御理解いただきますようお願いいたします。

3月2日、県過疎地域振興協議会の総会において、昨年に引き続き、本村から8項目の要請を県に行っています。その他については、スケジュール表を御参照願います。

次に、平成27年度の公共工事の入札結果を報告書として提出しておりますので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎平成28年度村長所信表明

- 議長（平良嗣男） 日程第5 平成28年度村長所信表明を求めます。

村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） はじめに。

平成28年大宜味村議会第3回定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信並びに平成28年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、議員各位並びに村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、村民の皆様から負託を受け、大宜味村長として村政の舵を取り、1年6ヶ月が経過したところであり、人材育成、子育て支援、教育・福祉等主要政策の実現を就任当初から変わらぬ姿勢において、村民目線を第1に考え村政運営を進めてまいりました。これからも喫緊の課題解決や公約実現に向けて全力で取り組んでまいります。

昨年は、戦後70年を迎え、沖縄戦を始め先の大戦で犠牲となった人々の御霊を慰めるとともに、戦争のない平和な世界の大切さを村民とともに再認識した年でありました。

一方「地方創生元年」と位置づけられた昨年は各自治体において将来的な人口減少と地域経済縮小の克服を目的として、新たな総合戦略の策定に着手いたしました。また、併せて本村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため「大宜味村第5次総合計画」の策定を進めてまいりました。

大宜味村第4次総合計画では、村の将来像を「健康長寿のいきいき輝く文化の村」としており、10年経過した今日、わが国の抱える人口急減・高齢化問題がクローズアップされ、各自治体において、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会、まち・ひと・しごとの形成、子や孫の世代まで、若者からお年寄りまで皆が住み続けたいと思えるような魅力あふれる地域づくりが一層求められています。

本村のキーワードのひとつである「長寿の里」については、内外に広く知られており本村のイメージとして定着しています。しかしながら、戦後世代を中心に生活習慣の急変が進み、将来の長寿を支える中高年世代の健康状態が危ぶまれている状況のなか、本村の直面している人口減少や過疎化は自治体の存立に関わる重大な問題であります。地方創生が叫ばれる中、対策として、村外からの出産・子育ての若者世代の移住・定住を促進することが必要であります。そのためには、次世代を担う子どもたちが、教育を受け健やかに成長し、本村の歴史や先人たちが育んできた文化に深い愛着をもつことが望ましいと考え、今日の本村の現状と課題を踏まえ、第4次総合計画の基本理念を踏襲しつつ、将来像を「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」と位置づける第5次総合計画の策定を進めているところであり、一日も早い行政運営の施策の指針となるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、平成28年度の基本的な施策につきまして、ご説明申し上げます。

1. 予算概要について

本村の財政を見通すと、歳入の根幹である村民税等収入に大きな増減は、みられないものの、ダム交付金と言われる国有資産等所在市町村交付金の減価償却に伴う減収、及び今年度10月1日基準で行われた国勢調査の村人口の現状において、平成22年国勢調査数値よりも、約160人もの減少となる見込みとなっており、普通交付税への影響も懸念されるところであります。

平成28年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第5次総合計画」を基本とし、国策による「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を活用し、平成32年度まで延長された「過疎自立促進計画」など当初予算と連動させた「村の将来像」の実現に向け、予算編成を行ったところであります。

このようにして予算を編成した結果、平成28年度の予算規模は、一般会計予算が総額約32億9千1百万円となり、学校建設事業の完了により、前年度予算額と比較しますと16億5千万円、33.4パーセントの減となっております。

また、特別会計予算総額は約8億8千7百万円、2.3%減となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算総額は約6億8千5百万円で対前年度比3.9%減、簡易水道事業特別会計予算総額は約1億4千4百万円で対前年度比5.5%増、公共下水道事業特別会計予算総額は約2千3百万円、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千5百万円で前年度並みとなっております。

2. 行財政運営の健全化について。

(1) 職員の資質の向上

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、職員の資質の向上が必要であります。全国市町村アカデミーでの実務研修や自治研修所での研修を実施してまいります。また、平成28年度から実施する人事評価制度の実施後の職場内研修を行ってまいります。

(2) 行政改革の推進

地方分権の新たな時代に応えるため策定された、「第四次大宜味村行政改革大綱」、「第4次大宜味村行政改革実施計画書」を検証しつつ、「第5次大宜味村行政改革大綱」、「第5次大宜味村行政改革実施計画書」の策定に取り組んでまいります。

(3) 財政運営

税金などの自主財源に乏しく、依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が見込まれる中、新たな歳入の創出及び村内特産品のPRの観点から、本格的にスタートしました「むらづくり応援寄付」は、全国から2,765件 5千4百万円のご寄付を頂きました。今後も魅力ある返礼品づくりと大宜味村応援団の輪を広げてまいります。

歳出面では急激な高齢化による社会保障費の増加や老朽化する公共施設の維持・更新経費の増大が見込まれることから、無駄を排除し、基金の計画的な運用を行い、村債を抑制するなど、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮し計画的な財政運営に取り組んでまいります。

(4) 公共施設等総合管理計画の策定

人口減少等により税等の増加が見込まれない厳しい財政面において、公共の建物やインフラ資産の管理や修繕、更新に係る中長期的な経費の見込みや充当可能な財源を思慮していかなければなりません。その為、公共施設等の現状や課題を調査・分析し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」を平成28年度末までに策定する予定です。

又、公共用地は村民の貴重な財産であると共に、大宜味村の施策を進めていくうえでも欠かせないものであります。施設廃止後における効率的・効果的な跡地の活用は広く村民の望むところであり、未利用の公共施設や統廃合後の学校の跡地及び施設等の有効活用を推進してまいります。

3. 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり —産業の振興—

本村の目指す「豊かな自然が生み出す活力ある村づくり」の基本は、産業の振興であり、産業は雇用と定住及び地域活力を生み出す基盤であると考え、平成28年度は、農林水産業発展の基礎となる担い手育成、さらには新たな雇用の創出など産業基盤の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

(1) 農業の振興

農業の振興につきましては、「人・農地プラン」の作成により地域の担い手になる生産者を認定し、その生産者へ農地の集積や支援事業を行い農業所得の向上を図ります。また、肥料購入補助につきましては、広く村民の地産地消を推進する上から全村民を対象にひきつづき助成してまいります。

花卉栽培におきましては、喜如嘉地区、大保地区において、オクラレルカやフトイ等の切葉の拠点産地認定に向けて取り組むと共に災害に強い施設整備等を推進します。

シークワサーの振興につきましては、産地振興協議会の強化を図り、大宜味村シークワサー振興戦略に基づき、安定生産、販売促進等産地育成活動と新商品開発を支援し、地産地消から県内外へ消費拡大を推進してまいります。

特産品加工施設の運営につきましては、加工場の機能高度化の推進を図り、更なる商品の開発と販路開拓の支援を行います。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラス一斉駆除を行っていますが、今後とも捕獲活動を行い農作物への被害防止に努めてまいります。

耕作放棄地につきましては、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の解消と農地の集積に取り組んでまいります。

農道等基盤整備につきましては、引き続き事業を推進するとともに、新たに土地改良地区等の再整備に向けて地域及び地権者との協議を進め事業を推進してまいります。

(2) 林業の振興

林業の振興につきましては、県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」・「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、近隣市町村と連携を図りながら、自然に配慮した森林業の取り組みを行ってまいります。

(3) 畜産の振興

畜産業の振興につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上の支援を行ってまいります。

また、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導を県と連携し、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

平成23年度より着手しております漁村地域整備交付金を活用し、漁港用地の舗装や水飲み場及び休憩所等の整備を行い、漁民の就労改善を図ってまいります。

また、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき漁港等の適正な維持管理に努めてまいります。

養殖漁業については、海ブドウ・シャコガイ・ウニ等の新たな養殖技術の普及を推進していきます。

(5) 商工業の振興

商工業の振興につきましては、本村の基幹産業である第一次産業と製造加工業の連携を強化し、農水産物の加工特産品の開発に努めます。さらに制度資金の活用を図りながら、村と企業及び商工会が連携することにより経営の安定化と新たな市場開拓を行うことにより各事業者の発展及び地域の振興につながって行くものと考えられます。また、村内には工房を構える工芸家が多く、年1回のいぎみていぐま展での出展に留まらず、村外への進出の機会を設けることにより、工芸村としてさらなる発展を目指します。

企業誘致につきましては、雇用創出拡大に加え、優れた自然を活かせる企業誘致を目指し、学校跡地の利活用を検討しながら、進めてまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布を県内外に発信すると共に伝統工芸を継承し産業や観光振興に資する為、各分野との連携体制構築を目指します。また、芭蕉糸の手績みをはじめ、芭蕉布を生産できる人材の養成を図り多世代が協働した地場産業の振興につなげます。

(6) 観光振興

観光振興につきましては、観光客のニーズに対応するためのハード面での整備を行い、大宜味型体験滞在・交流プログラムを主軸に、観光商品の企画開発や隣村との連携事業を行うことでソフト面の強化を図り、両者を推進することで大宜味村の魅力を県内外に積極的に発信し、観光振興につなげていきたいと考えます。

現在、やんばる地域が奄美・琉球世界自然遺産候補地に選定され、その登録へむけた取り組みが展開されております。また、平成28年度には国立公園として指定される予定で有り、それらに伴い早急に環境保全型観光の体制づくりを推進して行かなければなりません。これまで利用されてきたター滝や玉辻山などの観光資源を有効に活用するためにも官民協働による「エコツーリズム全体構想」を作成し、各観光拠点においてルールや監視を行い、先人から受け継いできました地域資源を保護・活用することを推進してまいります。また、人々が憩い、働き、学ぶことができる「暮らしの場」を創造し、本村の自然文化などの地域資源を活かし、世界自然遺産地域に期待される観光プログラムを作成し提供するためにも、これを可能にする推進体制の整備、観光ガイドを兼ねた観光コーディネーターの育成に重点をおき推進してまいります。

観光受入主要事業としての農家民泊事業の受入が平成24年度からスタートしており、初年度1,692人だった農家民泊利用者の数が平成27年度は3,028人と2倍近く増加しており、受入体制が確立されつつあります。その展開により、さらに来訪者が快適で安心して体験・滞在が行えるよう受入体制の強化を支援してまいります。

観光客を受入れる拠点施設としまして長寿と癒しの森整備計画がありますが、計画が進展していない状況にあります。長寿と癒しの森が目指す基本的な考えに基づき、実施計画を立て具体的整備事業が推進できるよう施策を講じてまいります。

また、観光案内機能の充実と村内特産品・農産物等の販売促進対策を図るため道の駅の運営について移転を含めた整備計画の検討、さらに観光関連施設としての学校跡地及び跡施設の活用を検討してまいります。

4. 健康長寿と子育て・弱者を支える「結い」の村づくり —保険・福祉の充実—

(1) 健康福祉の村づくりの推進

長寿の村として国内外から注目されてきましたが、近年ライフスタイル・食生活の変化に伴い、若年・壮年層の生活習慣病が増加傾向にあり、長寿の村の維持が危惧されています。長寿復活を目指すために、若年・壮年層意識改革を重点的に取り組みます。特定健診受診率の向上と、特定保健指導については、各区を廻り食生活改善、健康相談等を取り組みます。また、名桜大学との連携で運動による健康づくりを推進し医療費の抑制に努めてまいります。

20代30代の婦人ががん検診の受診率についてはまだまだ低い状態にありますので、引き続き啓発活動を推進してまいります。各区における引きこもりや、無年金、低所得者、無職の方々の支援も沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターと連携を取りながら支援をしていきます。村としては「シルバー人材センター」の設立に向けて、今年も引き続き人材の調査や登録作業を行い設立を目指してまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実

子どもが安心して生み育てられ健やかに育つ環境をつくる為に、「出産祝金」を過疎債を活用し支給を行います。また、保育所、幼稚園の連携型「認定こども園」の施設整備に向け、今年度は、基本計画の策定を沖縄県振興特別推進交付金を活用し取り組んでまいります。また、沖縄県子ども貧困緊急対策事業を活用し、子育て支援、生活支援等の為、支援員の配置や居場所の提供を推進してまいります。

(3) 障害者福祉の充実

今年度は、第3期大宜味村障害者計画（平成29年～平成35年）の策定の年であり、すべての住民が障害

の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくために適切なサービスを供給できるように取り組んでまいります。また、北部自立支援協議会と連携し「大宜味村子ども療育部会」や、「大宜味村就労支援部会」を立ち上げる為に勉強会を開催しながら支援体制を構築してまいります。

(4) 高齢者福祉の充実

介護保険法の改正に伴い平成28年より「総合事業」が始まります。村が主体的になり、地域の実情に応じて、住民が参画し多様なサービスを充実することにより「地域の支え合い体制づくり」を推進していくことが重要であります。村民誰もが安心して暮らし、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指し、住民主体の「大宜味村協議体」を立ち上げ、福祉のサービスを検討してまいります。また、昨年から取り組んでいるユイマールネットワーク事業を社会福祉協議会と連携し居場所づくり及び買い物支援事業に取り組んでまいります。施設整備におきましては、地域密着型サービス事業（認知症対応）を推進してまいります。

5. 歴史に学び人を育む文化の村づくり —教育・文化の振興—

(1) 学校教育の振興

学校教育では、学力向上推進要項「くがにープラン～夢へのチャレンジ～」人材を以て資源と為すを指標として、幼児童生徒一人一人の「学ぶ意欲（チャレンジ精神）」を向上させ、自己実現（自立）への基礎を培うことを目標に学校において具体的取り組みを展開する。重点方針に「確かな学力」の向上・「わかる授業」の構築・「目標管理型評価システム」の構築・「学校、家庭、地域及び教育委員会相互」の連携・「人材育成の観点」からの学力向上、子ども一人一人の意欲を育て、個性を伸ばし、健康の保持増進を図る活動に取り組んでまいります。また、大宜味村立学校適正化総合基本計画を基に平成28年4月には、小学校統合・中学校移転が行われます。

施設の一部プール整備及び中学校の解体事業については引き続き継続事業とし、より良い学校環境づくりの実現に取り組んでまいります。

小学校の移転により、幼稚園が分離されることに伴い、老朽化した保育所との連携事業、認定こども園への移行を推進してまいります。

一方、学校跡地利用に向け施設等の有効利用の検討を行いさまざまな観点から取り組んでまいります。

ソフト事業として、平成25年度から継続している一括交付金を活用した学習支援員配置事業を継続し学校と連携を図りながら学力の向上を目指します。

その他、琉球大学教育学部との連携により村内の子供たちの学びを支援し「なりたい自分探し」のサポートを行ってまいります。

(2) 生涯学習の振興

一括交付金を活用した生涯学習支援事業で生涯学習支援員を継続配置し各社会教育団体の生涯学習活動及び青少年の学校外活動における学習機会を「わんぱく体験団」の事業との連携により、豊かな自然が生み出す活力のあるたくましい児童生徒の育成ができる事業に取り組んでいきます。

また、地域住民対象の講座をさらに拡大し、大人向けの講座も計画していきます。

人材バンク整備については、村内の人材の活用によるさまざまな分野での専門知識や経験、技能など学校教育や社会教育に活用できるよう整理し教育・歴史文化の輝く健康長寿村の構築に取り組んでまいります。

それから昨年実現できなかった体験学習、子供議会の開催に取り組めます。

その他、青年会・婦人会などの各種団体との連携を強化し地域と一体となった取組を図ってまいります。

さらに、体験の翼事業においては、これまでの事業を継続しつつ今後の体験プログラムの見直しを視野に入れながら事業の継続を図っていきたいと考えています。

(3) 地域文化の振興

地域資源文化財を活かした貴重な歴史民俗資料の整備に努めてまいります。それから、長年の懸案事項であった根謝銘グスクの発掘調査について、学芸員の確保に目途が立ち国庫補助事業での事業採択に努め、遺跡発掘に傾注してまいります。

また、民俗資料の保存展示等にも力を入れ学校跡地を有効活用し歴史に学び人を育む村づくりに努めてまいります。

その他、引き続き文化協会設立に向け取組んでまいります。

(4) 村史編纂について

平成26年度には、一括交付金を活用し、新村史編纂基本計画に基づき、「大宜味村の戦争聞き取り証言集」の発刊、八重山移民調査、平成27年度には、「シマジマ本編」の発刊と字誌編纂支援講座を行ってきました。今年度は、「移民・出稼ぎ編」の発刊と「民俗・ことば」、「人と自然」、「写真集」、「通史」等の発行計画に基づき資料収集を行ってまいります。

6. 安全・安心な住みよい村づくり ー生活環境の整備ー

(1) インフラの整備

平成27年度に実施した、大川川の推進策定計画等を基に本年度から山原らしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上や観光にリンクした河川工事を行います。

継続事業として一括交付金を活用した、大宜味地区の安全・安心な生活道路の減災対策及び景観の向上を目的に危険箇所周辺の生い茂った雑木や高木の伐採を行います。

平成23年度に実施した長寿命化計画が5年を経過したことに伴い、2回目となる点検業務を行い、以前の修繕計画と照らし合せて、修繕や架替等の優先順位を決め、道路橋の予防的な修繕及び架替えを行います。

道路の総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の補助事業での採択を早め実施していくように取組み、先立てて村道饒波石山線道路改良事業が平成29年度に事業採択出来るよう取り組んでまいります。

簡易水道事業においては、昭和56年～62年度に整備された送・配水管や昭和62年～平成12年度に整備された配水池やポンプ場の機械電気計装設備等の老朽化に伴い、更新を行い地域住民に安全で良質な水の安定供給を図ってまいります。

(2) 生活環境

国立公園指定及び世界自然遺産登録に向けて取り込んでいる中、地域住民や観光客の安全確保や貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による捕獲器の設置、回収を行い生活環境の向上に努めてまいります。またゴミの不法投棄につきましても重点的に取り組んでまいります。

(3) 消防・防災の推進

3・11東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、

大宜味村地域防災計画を見直ししてまいりました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うため、自主防災組織の育成支援をしてまいります。

結の浜地区の避難路につきましては、一括交付金を活用し現在整備を進めております。消火栓設置、防犯灯につきましても、補助事業での検討をしながら整備を行ってまいります。

(4) 情報通信の整備

北部広域ネットワーク協議会と連携し、情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進してまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜におきましては、土地利用計画の一部の計画は実施され、来る4月には村立小学校及び中学校の開校を予定しております。また、民間における商業施設や賃貸共同住宅の事業が進展しております。

今後につきましては、公共施設等跡利用と事業の整合性を図りながら計画を行い、村民ニーズに即した住みよい村づくりを図ってまいります。

(6) 移住・定住の促進

引き続き、結の浜分譲宅地の販売促進を図るとともに、都市地域から本村に移住し、地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」を募集し、利用可能な空き家調査、移住希望者と地域とのマッチング支援等、移住・定住希望者を積極的に受け入れられる環境整備を図ってまいります。

むすびに

以上、平成28年度の施政方針を述べさせて頂きました。本来ならば、向こう10年の本村の将来像を描き出し、地域造りの基本理念と基本目標を示す「大宜味村第5次総合計画」の本議会への提案も予定していましたが、年度当初よりのスタートがかなわなく、一日も早く「大宜味村第5次総合計画」の基本理念と基本目標を定め、村政運営に反映させてまいります。

本日、申し上げた施策を進め、大宜味村の特性を生かした村づくりを基本に若い世代を含めた多くの方々「大宜味村に住みたい」と思える村づくりに全力をあげて取り組んでまいりますので、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

平成28年3月10日

大宜味村長 宮城功光

なお、平成28年度の主要事業は、別紙提出しておりますので御参照願います。

以上で所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで平成28年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時40分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 同意第1号 教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 同意第1号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久3番地

氏 名 島袋 きよみ

昭和27年7月5日生

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

なお、任期は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間になります。

履歴書等を添付しておりますのでお目通し願います。よろしく願います。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 同意第2号 教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 同意第2号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里1238番地1

氏 名 山上 学

昭和34年8月31日生

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

なお、任期は平成28年4月1日から平成30年4月30日までの前任者の残任期間になります。

履歴書等を添付してございますのでお目通しをお願いいたします。よろしく願います。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第7号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第7号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに

伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

北部広域事務組合の一部変更につきましては、第3条に次の1号を加える。

(15) 北部広域ネットワークの管理運営に関すること（名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る。）。

第12条に次の1項を加える。

5 前3項の規定にかかわらず第3条第15号の負担金の負担割合は、理事会で協議して、別に定める。

附則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

北部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年2月1日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県介護保険広域連合に西原町を加えること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により本案を提出する。

現在、沖縄県介護保険広域連合に加入している28市町村に西原町が新たに参加すること及び沖縄県介護保険広域連合規約の変更です。

附則としては、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別表第1の変更規定は、平成29年2月1日から施行としています。また、西原町の加入に向けて経過措置がありまして、平成29年4月

1日から適用となっております。また、準備行為もございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、この案を提出する。

当初計画において、学校教育関連施設の校舎の学校施設外構整備事業内に、全ての外構設備事業を含めて計画を策定していましたが、県の過疎債ヒアリングにおいて、外構整備事業と補助対象である屋外運動場整備事業は分けるべきとの指導を受け、（3）の計画の事業名、（1）に「屋外運動場」と「その他」を追加し、事業内容に「屋外運動場整備事業」の追加及び、事業内容の「学校施設外構整備事業」を事業名、「校舎」から「その他」へ変更するものであります。

なお、2月5日付で県との変更協議も整っております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について

大宜味村過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

過疎地域自立促進法の期限の延長（平成28年4月1日～平成33年3月31日）に伴い、大宜味村過疎地

域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）を策定し、総合的かつ計画的な施策を推進するため、本案を提出する。

内容につきましては、過疎地域の自立促進を図りもって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国道の形成に寄与することを目的に、これまで約45年にわたり過疎地域に対して特別措置が講じられてきました。本村を含む過疎地域において国の特別措置が講じられてきたにもかかわらず、高齢化の進行や人口減少に歯どめがかからない状況にあることから、平成26年4月、それまでの過疎地域自立促進特別措置法の内容を拡充するとともに、執行期限を平成32年までの5カ年間延長する一部改正法が施行されました。

一部改正された過疎地域自立促進特別措置法の主な拡充内容につきましては、過疎対策事業債、過疎債の対象施設が拡大され、一般廃棄物処理のため、施設火葬場、障害者福祉施設、屋外運動場及びプール等が対象施設として追加されております。平成22年に策定した現行の過疎計画と同様に、本村の最上位計画となる新たに策定する大宜味村第5次総合計画に定める4つの基本目標に沿って施策を展開するよう整合性を図っております。

また過疎計画は、法の枠組みに基づいて、平成28年から平成32年までの計画期間において、地域の自立促進を図るものであることから、総合計画の基本目標の実現に向け、基本計画に搭載しようとする施策を過疎計画に盛り込むことを基本としつつ、過疎債を初め、国の財政支援措置を最大限に活用することを第一に置きながら策定しております。

なお、参考資料として、年度別の事業内容や事業費を記載した別表を添付しておりますので、予定している事業の詳細について、それらをごらんいただきたいと思います。

また、詳しい内容につきましては、特別委員会等で説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」及び「行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）」の施行に伴い、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容については担当課長からいたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

（神里富松総務課長兼村史編纂室長 登壇）

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 議案第11号について説明いたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、平成27年11月26日の行政不服審査法の施行期日を定める政令の公布により、平成28年4月1日から施行するとされたことに伴い、同法第81条第2項の規定に基づき条例を制定するものであります。

第1条には（設置）、第2条には（所掌事務）、第3条には（組織）、第4条には（委員）などを規定し、第9条までの構成となっております。

附則には、平成28年4月1日から施行するとし、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行っております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」及び「行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）」の施行に伴い、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容については担当課長からいたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

（神里富松総務課長兼村史編纂室長 登壇）

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 議案第12号について説明いたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、平成27年11月26日の行政不服審査法の施行期日を定める政令の公布により、平成28年4月1日から施行するとされたことに伴い、地方自治法第228条の規定に基づき条例を整備するものであります。

第1条には（趣旨）、第2条には（手数料）、第4条には（手数料の減免）などを規定し、第6条までの構成で、平成28年4月1日からの施行となっております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」及び「行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）」の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容については担当課長からいたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

（神里富松総務課長兼村史編纂室長 登壇）

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 議案第13号について説明いたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法の全部改正が公布され、平成27年11月26日の行政不服審査法の施行期日を定める政令の公布により、平成28年4月1日から施行するとされたことに伴い、大宜味村条例の当該関係する箇所の条例を整備するものであります。

整備する主なものは、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、審査会への諮問、審査の申し出、書面審理の規定及び字句の改めの整備となっております。

第1条では（大宜味村情報公開条例の一部改正）、第2条では（大宜味村個人情報保護条例の一部改正）、第3条では（大宜味村行政手続条例の一部改正）、第4条では（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）、第5条では（大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）、第6条では（大宜味村園芸農業活性化事業の分担金徴収条例の一部改正）、第7条では（大宜味村団体営草地開発事業の分担金徴収条例の一部改正）、第8条では（大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部改正）を規定し、附則には、平成28年4月1日からの施行と経過措置を規定しております。

資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）に基づき、関係

条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容については、課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

（神里富松総務課長兼村史編纂室長 登壇）

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 議案第14号について説明いたします。

平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成27年9月2日の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布により、平成28年4月1日から施行するとされたことに伴い、大宜味村条例の当該関係する箇所の条例を整備するものであります。

整備する主なものは、地方公務員法第24条の項の改めによるもの。同法第25条第3項に等級別基準職務表が加えられたことによる条例への明記となっております。

第1条では（大宜味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）、第2条では（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）、第3条では（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）、第4条では（大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正）、第5条では（大宜味村職員の旅費支給条例の一部改正）をそれぞれ規定し、附則で平成28年4月1日からの施行としております。

資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成28年4月1日から結の浜に村立小学校・中学校を開校することに伴い、条例の一部を改正する必要があることから、この案を提出する。

内容につきましては、題名中に「大宜味村立学校」を「大宜味村立旧学校」に改める。

第1条中「大宜味村立学校」を「大宜味村立旧学校」に改める。

別表第1の中で、これまで大宜味小学校、大宜味中学校、塩屋小学校、喜如嘉小学校、津波小学校とありましたけれども、旧喜如嘉小学校屋外運動場照明施設、旧大宜味小学校屋外運動場照明施設、旧塩屋小学校屋外運動場照明施設、旧津波小学校屋外運動場照明施設に改める。

附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行することにしております。

よろしく御審議をお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第16号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成28年4月1日から結の浜に村立小学校を開校することに伴い、条例の一部を改正する必要があることから、この案を提出する。

大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の中で、第2条中に、大宜味村学校給食センター、位置、管轄学校ということでありますけれども、統合に伴って、名称、大宜味村学校給食センター。位置は大宜味村字饒波2204番地の1、管轄学校は大宜味小学校、大宜味中学校、大宜味幼稚園に改める。

この条例は、平成28年4月1日から施行するということでよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第17号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村に住所を有する者で出産をした者に対して出産祝金を交付することによって、人口の増加を促進し子どもを産み育てやすい環境を支援する為、本案を提出する。

内容につきましては、私の施策、平成28年度の施策においても子供を安心して産み育てて、すこやかに育つ環境づくりということの方針を打ち出しております。

村内に住所を有する者で、出産した方に祝い金を交付することによって、人口の増加を促進し、福祉の向上につながることを目的としております。

第1条については（目的）、第2条については（交付対象者）、第3条については（祝金の額）、第

4条については（交付の方法）、第5条については交付の可否及び通知）、第6条については（祝金の返還）、第7条については（委任）としてございます。

附則としましては、平成28年4月1日から施行し、施行日以降の出産時について適用とされています。
なお、議案説明書に施行規則も添付しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平南川ター滝駐車場を整備したことに伴い、条例の一部を改正する必要があることから、この案を提出する。

大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

平成26年度条例第15号の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中、結の浜公園、石山展望台、大宜味垣門展望台、それに平南川ター滝駐車場を加えたものに改めることとあります。

附則については、この条例は平成28年4月1日から施行するというので、よろしく御審議お願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）

平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,571万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,660万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) では、議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算(第9号)の概要を説明していきます。

今回の予算の補正は、1,571万1,000円の減額となっております。

歳入について、主な款で概要を説明します。予算書、1ページお開きください。

1款村税883万9,000円の増となっております。主に村民税353万9,000円、固定資産税400万円、たばこ税120万円の増額となっております。

6款、7款の交付金の増額は、県の見込み通知によるものであります。

9款地方交付税184万2,000円の増額ですが、普通交付税の交付基準額の増額によるものであります。

11款分担金及び負担金35万7,000円の減額。それは保育料の減額によるものであります。

13款国庫支出金9,502万3,000円の増額。主に教育費国庫補助金の中学校建設事業補助金9,246万8,000円の増額であります。

予算書、次のページをお開きください。

14款県支出金3,876万7,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金1,786万8,000円の減額、農林水産業費県補助金2,251万5,000円の減額であります。

次、15款財産収入2,111万3,000円の増額ですが、主に結の浜の宅地分譲の用地地によるものであります。

16款寄附金2,439万8,000円の増額ですが、村づくり応援寄附金の増額であります。

17款繰入金41万8,000円の減額ですが、13款、中山間ふるさと農村活性化基金、取り崩し金の減額であります。

19款諸収入5,888万2,000円の増額ですが、主に災害復旧事業過年度分の増額であります。

20款、1億9,000万円の減額です。主に過疎対策事業債の減額であります。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明していきます。予算書の3ページお開きください。

2款総務費316万7,000円の増額ですが、主に総務管理費336万9,000円の増額となっております。

3款民生費1,785万7,000円の増額、主に社会福祉総務費2,925万6,000円の増額、児童福祉費1,139万9,000円の減額であります。

4款衛生費477万3,000円の減額ですが、主に保健衛生費169万5,000円の減額、清掃費307万8,000円の減額であります。

6 款農林水産業費2,583万6,000円の減額ですが、主に農業費1,532万4,000円の減額、水産業費984万1,000円の減額であります。

7 款商工費884万2,000円の減額、主に観光費の観光拠点施設整備事業の減額であります。

8 款土木費4,931万8,000円の減額ですが、主に道路橋梁費の社会資本整備事業4,645万7,000円の減額であります。

予算書、次のページをお開きください。

9 款消防費121万6,000円の減額です。特別負担金のポンプ車購入実績による減額であります。

10 款教育費 1 億24万7,000円の減額ですが、主に小学校費、中学校費ともに学校建設費による減額、文化財保護費の根謝銘グスク測量調査業務委託料の減額であります。

12 款公債費585万8,000円の減額ですが、主に利子の減額であります。

13 款諸支出金4,639万円の増額。主に財産形成基金費積立金2,228万3,000円の増額、結い基金費積立金2,409万3,000円の増額であります。

14 款予備費 1 億1,297万2,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

5 ページには繰越明許費、6 ページに地方債の補正を記載しています。

また、詳細については、予算特別委員会で説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,996万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,429万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

以上。内容については、副村長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要を説明いたします。

今回の補正は、1,996万2,000円の減額補正となっております。

歳入の概要を説明いたします。予算書1ページ、お開きください。

4款国庫支出金ですが、25万円の減額です。特定健康診査等負担金の決定額によるものであります。

5款療養給付費交付金1,052万5,000円の減、それも確定によるものです。

6款前期高齢者交付金4,893万8,000円の増、確定額によるものです。

7款県支出金23万3,000円の減、特定健康診査等負担金決定額によるものです。県補助金200万3,000円の減、財政調整交付金の実績によるものです。

9款共同事業交付金6,275万8,000円の減、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金のいずれも確定額によるものであります。

10款財産収入5万9,000円の増、利子及び配当金によるものです。

11款繰入金658万8,000円の増、保険税軽減分繰入金、保険者支援分繰入金の決定額によるものです。

13款諸収入21万4,000円の増、延滞金、預金利子によるものです。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。次のページ、お開きください。

1款総務費73万3,000円の減、主に事務賃金の実績によるものです。

2款保険給付費1,750万円の減、主に一般被保険者療養給付費の実績見込みの減であります。また葬祭費の6万円の増もあります。

8款保健事業費171万3,000円の減、主に保健師賃金の減であります。

12款予備費1,301万2,000円を増額しております。

以上が歳出の主な概要ですが、なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,170万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

25万9,000円の増額補正となっております。

1 ページ、2 ページに歳入歳出それぞれ載っているんですが、歳入の1 款使用料及び手数料の25万9,000円を歳出で簡易水道の総務費に4,000円、4 款の予備費へ25万5,000円の充当となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,527万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150万円と定める。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

今回の補正は、15万9,000円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料11万7,000円の増、2 款国庫支出金27万6,000円の減額となっております。それは実績見込みによるものです。

次のページで歳出を説明します。

2 款公共下水道事業費46万円の実績による減額補正です。3 款公債費2,000円、4 款予備費へ29万9,000円充当しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,497万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

歳入の1款後期高齢者医療保険料58万8,000円の増、それを歳出のほうで2款後期高齢者医療広域連合納付金の58万8,000円をそれぞれ増額しております。

詳細については、委員会でまた担当課長のほうから説明させます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算

平成28年度大宜味村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億9,099万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうからいたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

村長の施政方針の中でも概要を説明しているところなのですが、歳入歳出、主な款で説明していきたいと思います。

まず、予算総額は32億9,099万2,000円で、前年度予算額49億4,116万円に対して、16億5,016万8,000円の減額となっております。対前年度比33.4%の減となっております。

では、予算書1ページをお開きください。

歳入です。1款村税6億7,997万2,000円で、対前年度82万6,000円の減額となっております。村民税、純固定資産税、軽自動車税、たばこ税で1,043万8,000円の増額となっておりますが、国有資産等所在地交付金1,126万4,000円の減額となっております。

6款地方消費税5,194万円、対前年度770万円の増額となっております。主に社会保障財源交付金分となっております。

7款自動車取得税交付金408万3,000円、対前年度191万9,000円の増額となっております。

予算書、次の2ページをお開きください。

9款地方交付税9億5,600万円、対前年度1,700万円の減額となっております。

12款使用料及び手数料5,373万2,000円、対前年度176万4,000円の増額となっております。主に土木使用料の増額となっております。

13款国庫支出金2億87万5,000円、対前年度8億1,829万1,000円の減額となっております。主に学校建設完了による国庫負担金、国庫補助金の減額となっております。

14款県支出金7億4,864万5,000円、対前年度3億1,109万1,000円の増額となっております。主に沖縄振興特別推進交付金による県補助金の増額となっております。

予算書3ページです。

16款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として3,810万円を計上しております。

17款繰入金8,714万4,000円、対前年度1,791万2,000円の増額となっております。主に結い基金の増額となっております。

19款諸収入5,400万3,000円、対前年度792万1,000円の増額となっております。主に介護保険地域支援事業委託金の増額であります。

20款村債2億9,750万円ですが、対前年度12億140万円の減額となっております。主に学校建設完了に伴う過疎対策事業債の減額であります。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について主な款で説明します。予算書4ページをお願いします。

1款議会費6,213万6,000円、対前年度474万7,000円の減額となっております。特別共済会費の減額であります。

2款総務費6億233万2,000円、対前年度1億2,072万2,000円の増額となっております。主に企画費の環境監視業務、財政管理費のむらづくり応援寄附特典業務委託料、結の浜安心安全な環境づくり整備事業の増額となっております。

3款民生費6億6,012万9,000円、対前年度7,981万5,000円の増額となっております。主に老人福祉費で地域密着型サービス等整備助成事業、支援費で障害福祉費サービス費、児童福祉総務費で幼保連携総合施設整備基本計画策定業務、子供の居場所運営支援委託料の増額となっております。

4款衛生費2億8,962万5,000円で、対前年度2億7,306万4,000円の減額となっております。主に塵芥処理費の国頭地区行政事務組合負担金の減額であります。

6款農林水産業費2億5,346万3,000円で、対前年度2,470万5,000円の増額となっております。主に農業振興費の枯れ木活用推進プロジェクト、農地費の基盤整備促進事業、水産業費の増額となっております。

予算書は、次ページです。

7款商工費4,262万3,000円で、対前年度9,945万9,000円の減額となっております。主に観光費の観光拠点施設整備事業の減額となっております。

8款土木費3億7,944万2,000円で、対前年度8,786万4,000円の増額となっております。主に河川費で大川川整備事業の増額となっております。

9款消防費1億3,297万5,000円で、対前年度1,430万6,000円の減額であります。主に特別負担金の減額であります。

10款教育費4億8,058万7,000円で、対前年度16億2,058万6,000円の減額となっております。主に小学校、中学校の学校建設完了による減額であります。

予算書、次の6ページお開きください。

12款公債費2億6,176万9,000円で、対前年度800万7,000円の増額、主に産業支援拠点施設整備に係る過疎債の元金回収による元金の増額となっております。

13款諸支出金1億287万9,000円、対前年度4,037万7,000円の増額となっております。主に結い基金積立金の増額となっております。

14款予備費は2,069万5,000円の増額計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、7ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第2表地方債を記

載しております。

また8ページから171ページに事項別明細書。172ページに債務負担行為に関する調書。173ページに地方債の現在高調書。174ページから給与費明細を載せております。

詳細については、担当課長のほうから委員会で説明いたしますので、御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第26 議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,525万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、内容については、副村長のほうからいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要について説明します。

歳入歳出総額6億8,525万3,000円で、対前年度2,789万9,000円、3.9%の減となっております。

歳入について主な款で説明します。予算書の1ページお開きください。

1款国民健康保険税5,868万5,000円で、対前年度586万8,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の減額でございます。

4款国庫支出金1億9,944万7,000円、対前年度2,810万4,000円の減額であります。療養給付費負担金、財政調整交付金の減が主なものです。

5款療養給付費交付金2,212万7,000円、対前年度1,052万5,000円の減額となっております。

6 款前期高齢者交付金7,474万9,000円で、対前年度2,585万1,000円の増額となっております。

7 款県支出金は3,630万2,000円で、対前年度61万9,000円の増額となっております。

9 款共同事業交付金は2億1,149万3,000円、対前年度792万8,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。

11 款繰入金7,328万9,000円で、106万2,000円の増額となっております。一般会計繰入金の増額によるものです。

12 款繰越金は900万円、対前年度300万円の減となっております。

次のページ、予算書3ページをお開きください。歳出について説明いたします。

1 款総務費361万1,000円で、対前年度23万円の減となっております。

2 款保険給付費3億7,766万9,000円で、対前年度1,650万1,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般被保険者高額療養費となっております。

3 款後期高齢者支援金等6,073万2,000円で、対前年度415万3,000円の減額となっております。

6 款介護納付金は3,323万9,000円で、対前年度507万9,000円の減額となっております。

次のページ、予算書4ページをお開きください。

8 款保健事業費973万9,000円で、対前年度152万4,000円の増額となっております。主なものとして、疾病予防費の増です。

11 款諸支出金668万2,000円で、対前年度361万2,000円の減額となっております。

12 款予備費は831万6,000円となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長のほうから説明させます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第27 議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,422万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明します。

予算総額1億4,422万円、対前年度751万3,000円の増額であります。5.2%の増となっております。

歳入について、主な款で説明します。予算書1ページお聞きください。

1款使用料及び手数料7,506万円、対前年度15万8,000円の減額となっております。

2款国庫支出金999万9,000円の増額となっております。老朽化した送配水管及び機械電気計装設備等の水道施設の補助事業の計画があるため増額となっております。

3款繰入金、一般会計よりの繰入金5,315万7,000円で、対前年度732万7,000円の減額となっております。

6款村債500万円で、対前年度ほぼ皆増となっております。これは国庫補助事業の村負担分を補うための起債となっております。

予算書5ページお願いします。歳出の説明をします。

1款簡易水道総務費6,767万円で、対前年度252万4,000円の増額となっております。

2款簡易水道事業費は1,625万3,000円で、対前年度、これもほぼ皆増となっているんですが、1,624万3,000円の増額です。歳入のほうで説明したとおり、老朽化した送配水管の機械電気計装設備等の水道施設の補助事業の計画があるための増額となっております。

3款公債費についても、先ほどの理由で5,979万7,000円で、1,125万4,000円の減額であります。それは主に昭和60年度分の水道債として、平成15年度過疎債の償還が完了したものであります。

以上が歳入歳出予算の概要です。

15ページ以降に地方債の現在高調書等を添付しております。

なお、詳細について、委員会等で担当課長のほうから説明させたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第28 議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算
平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,323万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

- 副村長(島袋幸俊) 議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要を説明
します。

予算総額2,323万6,000円で、対前年度21万2,000円の減額であります。

歳入について、主な款で説明します。予算書1ページお開きください。

1 款使用料及び手数料344万7,000円で、対前年度85万5,000円の増額です。小学校及び中学校の統合
移転によるもので歳入を見込んでおります。

2 款国庫支出金、本年度は事業の計画がないため、対前年度179万9,000円の減額となっております。

3 款繰入金1,978万4,000円で、対前年度153万2,000円の増額となっております。

続きまして、歳出を説明します。予算書の2ページをお願いします。

1 款公共下水道事業総務費1,377万4,000円で、対前年度232万円の増額です。主なものとしては、小
学校及び中学校の統合移転により、汚泥等の産業廃棄物処理業務費用が大きくなったためであります。

2 款公共下水道事業費8,000円、対前年度299万9,000円の減額となっております。補助事業の計画が
ないためでございます。

3 款公債費895万4,000円で、対前年度46万7,000円の増額であります。

以上で歳入歳出予算の主な概要の説明を終わります。

詳細については、委員会で担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第29 議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,460万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月10日提出
大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明します。

予算総額3,460万6,000円、対前年度37万6,000円の減額となっております。

歳入について、主な款で説明します。予算書1ページお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料1,781万1,000円、対前年度49万4,000円の増額となっております。主に普通徴収保険料の増額であります。

4 款繰入金1,644万9,000円、対前年度93万5,000円の減額となっております。

6 款諸収入12万6,000円で、対前年度7万1,000円の増額となっております。

次の2ページお開きください。歳出を説明します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として3,414万3,000円、対前年度44万1,000円の減額となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第30 議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算（総則）

第1条 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水事業所数 1戸

（2）年間総給水量 7,300立方メートル

（3）一日平均給水量 20立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 521万6,000円

第1項 営業収益 29万4,000円

第2項 営業外収益 492万円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 378万9,000円

第1項 営業費用 368万5,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 5,000円

第1項 建設改良費 3,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、317万5,000円である。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、詳細については、委員会において担当課長から説明をいたします。よろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第31 報告第2号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第2号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第32 報告第3号 大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第3号 大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について 大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、別紙のとおり報告する。

平成28年3月10日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくをお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎休会について

- 議長（平良嗣男） お諮りします。議案検討のため3月11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって3月11日は休会とすることに決定しました。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

12時を経過しましたが、御協力大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後12時25分）

平成28年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成28年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年3月14日 午前10時00分)

散 会 (平成28年3月14日 午後2時25分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） シルバー人材センターの設立について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） おはようございます。それではシルバー人材センターの設立についてお伺いをいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等が働くことを通じて、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、定年退職者などの方々に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上・活性化に繋がっております。

本村は、長寿村であり、体も元気で働く意欲のあるシルバー世代が多く、これまでの経験を十分生かされる社会が必要であります。今やシルバー世代は、少子高齢化により「金の卵」ならぬ「銀の卵」とも言われております。

「社会福祉の受け手から担い手へ」と「自主自立共働共助」のため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センターの設立について村長のお考えをお聞きしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） お答え申し上げます。

シルバー人材センターの設立につきましては、昨年、住民福祉課で65歳以上の高齢者等の要養護台帳を作成するために、新規更新の調査を行いました。その際に、シルバー人材センターの設立登録についてアンケートをとりました。結果として、設立登録について21%の方が賛成で設立を期待しています。現在、財政的な理由で進んでいない状況にあります。

シルバー人材センターとは高齢者が働くことを通じて、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のため、全国的にも設置率が高く、県内でも設立市町村がふえていくものと考えられる。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第6章、第41条（指定等）を受けるためには、今後、早目の設立準備委員会を役場内部で設置し、進めていきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 作業は進められているようでございますけれども、このシルバー人材センター

は、これは世界でも日本にしかない唯一の制度なんですね。それで今、国の審議会あたりでは、農作業や介護の手伝いなどで派遣なども事業に導入されようとしているわけなんです。それで今、村内でもそういうシルバー人材センターの設置要望があるのも、私も耳にしております。ちなみに、今県内で、市の段階では全部設立されているわけです。町村段階では、現在、私の資料でお話ししますと、西原町、北谷町、多良間村、中城村の4団体があるかと思えます。これは予算にも絡むことでありますので、十分な時間も必要だと思うんです。中城村では約2カ年ほど、その準備期間を通して設立しているようでございます。

それで、村のシルバー人材センターについて、幅広く啓蒙する必要があると思うんですが、この辺、広報あたり活用したりして、何らかの方法で啓蒙する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ただいま前田議員からありましたように、大宜味村は高齢化が高い中で、高齢者の生きる活力をつくっていくためには、どうしてもシルバー人材センターというのは必要かと考えております。先ほどもありましたように、村内の草刈り、あるいは屋敷の掃除、いろんな職種があります。その辺についても、しっかりと対応していきたいと考えております。実は、後で議員には資料をお渡ししたいと思っておりますけれども、シルバー人材センター設立に向けて、読谷村の資料を手に入れて、読谷村のほうで平成23年12月から始まって、平成27年4月に設立をしているところであります。そういう長い時間をかけないとなかなか厳しいところもあるようでありますので、できるだけ早い段階で設立ができるように進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長、前向きな答弁で大変結構だと思うんですが、平成27年度の村長所信表明でも、また平成28年度の所信表明でも、シルバー人材センターの設立を目指していきたいとあらわれているわけです。これから恐らく予想される空き家対策などになった場合に、やっぱり空き家の場合はリフォームなどが必要だと思うんです。大宜味村には大工などもたくさんおりますし、そういう方々のノウハウを活用する場にもなろうかと思うんです。また、安くできるんじゃないかという感触を持っているんです。シルバーの仕事は多岐にわたっておりますけれども、そういう方々の力をお借りして、ふだん村が直接的にできないところのお手伝いなどをやっていけるような方法で考えていただきたいと思うんですが、時間がかかるという、また予算とも絡むということはよく知っているわけですが、大体の目安で結構でございますので、いつごろ設立できそうか。感覚的なお答えでも結構ですから、お知らせいただきたいと思えます。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私としては、先ほども答弁しましたように、早い時期に内部での準備委員会を立ち上げて、ぜひことしいっぱいでは村独自の体制で、平成29年度からできるような方法で進めていきたいという思いをしております。ただ、国の認可を得るためには、どうしてもそういう実績等がなければなかなか厳しいということもありますので、ぜひとも平成29年度の実施を経て、平成30年からは国、県の補助を受けて実施できるように進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に認定こども園の早期実現について、仲井間宗利議員。

3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。

認定こども園の早期実現について、質問させていただきます。

今回、村長施政方針の中で保育所、幼稚園の連携型のお話であるが、私の情報では、他市町村においては少子化対策として認定こども園が進められているようであります。

そこで、以下の件について村長のお考えをお伺いしたいと思えます。

1、村長の所信表明において、保育所、幼稚園の連携型施設整備に向け沖縄県振興特別推進交付金を活用したいと言っていますが、現在国が推進している認定こども園の事業と同じなのか。

2、連携型施設整備に向け、現在の進行状況はどうか。また、保育所、幼稚園を統合した場合は場所の設定もあると思われそうですが、整備は早急に進めなければいけないと思えますが、完成は何年度と考えているのか、村長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

まず、国が推進している認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設です。認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能なメニューを打ち出しています。大宜味村としても、これから子供を産み育てやすい環境づくりの一環として、村内にある保育所、幼稚園のそれぞれの施設を一体化することを検討しております。沖縄振興特別推進交付金事業を活用して、今年度は基本計画をしっかりと策定していきます。それについては、策定委員会を立ち上げ、その中で学校跡地利用も含め、保護者のニーズの高い学童保育等の要望に応えられるように検討していきたいと思えます。

2番目に、過疎地域自立促進計画においては、認定こども園の整備は、平成29年度に実施設計、整備工事となっております。策定委員会の中で沖縄振興特別推進交付金事業計画もあわせて準備を早目に進めてまいりたいと思えます。以上、お答えいたします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今回、新しくというより、前からそういう話もあったと思われそうですが、今、国会のほうでも子育て支援予算ということで、ちょっと間違っていたら済みませんけれども、800ほどの予算が計上されているということを聞いております。その中から各都道府県あたりに配布されるのかなと思っておりますけれども、現在、名護市のほうでは進めて、3事業所あたりが認定こども園を受けて、幼稚園を含めてやるということを知っております。今帰仁村のほうでは学校跡地を利用して、そういう事業を進めているということを知っております。場所の設定もちょっと出したんですけれども、現場があるかとして、喜如嘉、塩屋保育所、老朽化しているから建てかえをするということになっておりますけれども、ちょっと人里離れているということで、治安等も非常に、不審者等もあらわれるということでもありますので、できれば学校周辺にしたほうが、場所としては望ましいのではないのかということでもあります。あと出てくるもの、関連しますので、そういうことになっております。それに対して何か答弁があればもらって、それで質問を終わりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ただいまの場所等について提案もありましたが、1つの考えとして、あるいはこれから検討していく上でも、幼稚園は今現在あります。そして次年度以降、幼稚園もその場所にあるわけです。そして保育所が非常に古くなってきているということもありまして、大宜味小学校の跡教室ですね。そのあたりを活用しながら、テスト的にもできるんじゃないかなと思っております。そのほうに、まず幼稚園と保育所を一体化した施設、そこに役場等も近いということもありまして、避難所、万が一のときに役場職員が手助けもできる。そのような、好条件ということもありまして、まずテスト的に幼稚園と大宜味小学校の跡地、そのあたりを活用して、今後村民の意見等も踏まえながら策定委員会の中で、本格的な場所等の検討もやっていければと思っております。1つの考えとしてそういうのもあるということでお答えしておきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で認定こども園の早期実現についての質問を終わります。

次に貧困問題について、仲井間宗利議員。

3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 貧困問題について質問させていただきます。

新聞等でも最近出てきておりますけれども、子供の貧困緊急対策が問題となっているが、村内においても貧困家庭があるのかどうか。また、貧困対策はどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

全国に比べて特に深刻な沖縄県の子供の貧困に関する状況に、県が緊急対策事業を打ち出しました。大宜味村においては、貧困と呼べる家庭を認識しているものの、具体的な数字は把握しておりません。この事業を通して、これから実態調査をして支援体制づくりをしていきます。

貧困対策にどのように取り組むかという質問ですが、貧困家庭の定義については、経済的な面だけではなく、ひとり親世帯の子供や両親共稼ぎで夜勤のある仕事の親など、子供を取り巻くあらゆる状況を把握し、支援に結びつける支援員の配置や、子供の居場所を提供し、食事の提供、生活指導、学習支援などを行っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今、新聞等では言われていると思いますが、村長も日ごろ、青少年育成には非常に御尽力されているということをお伺いしております。私もそういう立場にあるんですけども、この貧困になるという状況というんですか、家庭それぞれ事情もあると思われそうですが、離婚率の高さあたりからも来ているのかなという感じもあります。私もちょっと携わっているんですけども、そういう子供たちのところへ行くと、居場所づくりとかそういうのをやったら、大体親が無関心にあるような形もします。お互い小さいころは、子供、兄弟たくさんいますので、みんなと一緒にあって、オジー、オバーなどが面倒も見てきているわけですけども、この貧困問題というのは新しく出てきたことではありませんで、村長がおっしゃったことを踏まえて一所懸命やっただけならば非常にありがたいかなと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で貧困問題についての質問を終わります。

次に学童保育について、仲井間宗利議員。

3番 仲井間宗利議員。

○ 3番(仲井間宗利) 先ほど認定こども園について、それは出てくると思うんですけども、学童保育について質問させていただきます。

低学年を持つ親としては、学童保育は必要であると考えてるが、村はどう考えているかお伺いしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) 御質問にお答えします。

現在、子供の居場所づくりとしましては、文部科学省の放課後子供教室、これはおおむね5時ごろまでの預かりです。それと厚生労働省の放課後児童健全育成事業がありますが、学童保育というのは、この事業に、厚生労働省の事業に当たります。そういう意味から、それでも教育委員会としましては、文科省の放課後子供教室、以前は放課後子供プラン事業と言っていましたが、それは展開していました。でもその文科省の事業については、放課後の限られた時間帯ということで、ボランティアで行うという事業でありましたので、やっていただく方々の人材不足ということで中止になっております。それは今、検討中ではありますが、いずれにしても、子供の居場所づくり、あるいは学童保育ということで、そういうことで要望はかなりありますので、教育委員会としてももっと真剣に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番(仲井間宗利) 教育長の答弁を得られましたけれども、子供たち学校が終わると、居場所、帰っても誰もいないということからも出てきていると思うんですけども、これは認定こども園のところが結びついてくると思うんですけども、子供たちが帰って行って、安全を守るためにはそういう形をやっていたが、お父さん、お母さんというのは働く、今は大体共働きでありますので、子供たちが家に帰っても誰もいないという、そういう少子化の現状からすると、今あったように学童保育が必要ではないかということで自分も出しておりますし、学力向上にもつながっていくのではないかと考えております。新聞紙上あたりでも、地域周辺の子供たちの事件も多々出てきております。それを大人の力で囲ってやったほうがいいのかなと思って私はその質問をさせていただきました。それに対して、質問があったら、意見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

○ 教育長(米須邦雄) 一応、学童保育も、先ほど厚生労働省関係で、住民福祉という関係で出ていたので、この辺は教育委員会だけではなくて、住民福祉課も含めて、一緒になって考えていきたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 新城一智議員

○ 議長(平良嗣男) 次に消防防災ヘリ基地設置について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では、一般質問をさせていただきます。

消防防災ヘリ基地設置について。

昨年9月定例会において、平良嗣男議員からも類似の質問がありましたが、その後、何らかの進展があったのか、有無についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

昨年9月以降の進展の有無についてですが、平成27年2月2日に、北部市町村会へ消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリ運行についての要望書を提出し、北部市町村会から2月6日付で、沖縄県過疎地域振興協議会へ提出され、沖縄県過疎地域振興協議会から沖縄県へ平成27年4月22日付で要請がされました。

要請に対する県からの対応方針の回答が、沖縄県過疎地域振興協議会を通して、平成28年3月8日付であり、その中で航空隊員の人件費は市町村の負担となり、財政負担が課題となりますので、市町村と連携して検討していきたいと考えておりますとの回答でありました。それ以外は、特に進展はありません。

なお、平成28年度要望書にも記載し、平成28年1月29日付で北部市町村会へ提出し、3月2日の県過疎地域振興協議会の総会を経て、県へ要請書の提出がされているところであります。

なお、少しつけ加えて申し上げますと、関連の事業なんですけれども、北部連携促進特別進行事業、非公共で、平成25年から北部地域安全安心な定住条件整備事業として、平成25年に3,889万8,000円、平成26年に1億2,363万1,000円、平成27年に1億2,129万1,000円、平成28年に1億1,232万5,000円を予定しております。合計で3億9,614万5,000円がMESHサポートに事業として北部振興事業で行っているところであります。なお、この事業についても、平成29年度以降については、ことは検討していくということになっております。以上、答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この防災ヘリについては、9月の質問の中でもあったと思いますが、47都道府県で、当時は佐賀県と沖縄県、2県のみが設置されていないということですが、佐賀県は機体の発注も終えて、もう導入は決まっております。残り、沖縄県だけなんです。その9月定例会での質問者に対しての村長の答弁も、やっぱりやんばる地域は広いものですから、何とかそこに拠点を置いた形の設置が望ましいのではないかとということではあります。ただ、この設置について、土地の確保も含めて、村としての受け入れ態勢がどう整っているのかでも強いアピール度になると思うんですが、また空を飛ぶヘリコプターですので、安全面も懸念される方とか、24時間対応なので騒音の問題とか、いろんな課題を抱えながら住民とのコンセンサスも得ながら進めていかないといけないと思うんですが、ぜひやっぱりこの設置は必要だと思います。また、消防関係者の意見とか話を聞くと、沖縄県は離島も抱えているので2機の設置が望ましいと。1機は北部で、1機は石垣、八重山諸島で展開してやれば、沖縄全域24時間対応の防災態勢ができるんじゃないかなと。救急の意味も含めて、そういう話もあります。村として、その辺をきちんと受け入れ態勢をつくるために、村長の考え方を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。村としての受け入れ態勢としては、結の浜にぜひつくってほしいという、口頭での県に対するお話をしてきましたけれども、やはり今後は、ちゃんとした図面とか、そういう企画書をつくって、県のほうに提案するような形で進めていけるように、内部のほ

うの検討と、また結の浜の跡利用の中でも検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

それで、結の浜もヘリポートの設置ということで案が出ているのは、4工区ですよ、道の駅の近くなんですけれども、ちゃんとした面積も、土地利用の計画の中で変更するんだったら変更して、そういうものに使えるということも早目に進めていただければと。そうしたら県にアプローチする、要請する際にも非常にインパクトが高いんじゃないかと思います。

また、設置が可能になった場合には乗組員とか、隊員の養成の段階で、今全国に航空隊というか、職員の養成所がないらしいんです。そこでそういうことの設置が可能であれば、全国から隊員の研修、養成の施設なり、学校跡地などを活用して、そこに半年間とか、その期間が必要らしいんです。その辺も含めて、そこには炊事というか、雇用も生まれてくるだろうということが言われております。

これはまた防災ヘリとは別なんですけれども、この間の新聞にもMESHサポートのドクターヘリのヘリ基地が読谷村も12月までで明け渡してくれということで、土地を探しているようなんですが、その辺も含めて、大宜味村として何らかのアピールができればいいかなと。防災ヘリとドクターヘリの基地もあれば、連携してできればいいのかなと思ったりしているところです。その受け入れについての考え方を最後にお伺いして終わります。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 質問にお答えしていきたいと思います。

まず、結の浜の4工区の話がありました。それは全国的にヘリを飛ばしている団体の、そういう関係者のほうからもいい場所だというお墨付きを受けております。名護市、那覇市であるとか、その予定、候補地に挙がっている場所に比べて、いつでもヘリが飛んでいける、いつでも帰ってこられる、その場所だということ。それは何かというと、周りに建物がない、電柱とかそういう邪魔をするものがないということでありまして、いつでも、夜中でも帰ってこられる、いい場所であるというお墨付きを得ています。

それとパイロットの訓練場、それは民間のところでやっちはいるみたいなんです、それ専用のパイロット養成所はないということもありまして、今、この消防ヘリを持っている消防署は、そのあたりの訓練、それをこっちで受け入れることができれば非常にいい事業になるなというのを、本土の機関の人からそういう話もありました。それは確かです。そういうことも含めて、本当に可能なのか。あるいはまた結の浜の跡地利用の検討、そのあたりも含めて、総合的に検討して、前向きに進めていきたいと思っております。

その場合も、先ほど最初の村長の答弁にありました、受け入れする市町村が財政的に負担するんですよと県から回答があったということなんです、それは国頭消防が持つのではなくて、県全体で持てるように、そのあたりの要請もしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で消防防災ヘリ基地設置についての質問を終わります。

次に人事評価制度について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 次に人事評価制度について質問させていただきます。

平成28年度から人事評価制度が実施されますが、村としてどのように職員の人事評価をなされるのか。

まず、そこを伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律、平成26年5月14日に公布され、平成27年9月2日の政令の公布により、平成28年4月1日から施行されます。

地方公務員法において、人事評価制度は職員の主体的な職務の遂行により、高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としております。

本村の評価制度として、一般職の職員を対象にして評価を行います。評価者は、1次評価者、2次評価者、確認者を設定しています。村長部局、議会事務局、農業委員会事務局については、係長及び係長級以下の職員の1次評価は担当課長及び事務局長、2次評価者は副村長、確認者は村長となります。次に管理職となる課長級は、1次、2次評価者は副村長、確認者は村長となります。教育委員会については、係長級以下の職員の1次評価者は担当課長、2次評価者、確認者は教育長となります。課長の1次、2次評価者、確認者は教育長となります。

次に評価の方法についてを2つの評価方法を使って行います。1つ目が、評価項目ごとの着眼点について配点を付す能力評価で、被評価者自身が自己評価を行った上で、1次評価者、2次評価者が評価を行います。2つ目は、被評価者自身が一連の目標を設定し、いつまでに、何を、どの水準で行うかを取り決めて配点を行う業績評価で、被評価者自身が自己評価を行った上で、1次評価者、2次評価者が評価を行います。この2つの評価について、人事記録書を用いて行います。

以上で答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 評価する項目というか、2点ありましたけれども、一般からすれば、この評価イコールと言っていいのかわかりませんが、やっぱり対価に跳ね返るのかどうかというのが気になる場所ではあるんですね。どのような評価がされて、この職員がどれぐらい報酬、給与が上がるか下がるかという評価というふうに一般的には認識するんですけども、その辺についてもっと詳しく聞きたいんですが、よろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 新城一智議員の質問にお答えします。

まず、職員を評価するという話は村長からも述べていただいたとおり、職員の士気高揚、あるいは公務員としての育成を行うというのが目的なんですね。要はこの人の能力を高めるために評価をしていくと。ある程度、一定の基準があって、それ以下の場合は課長等、あるいは副村長、面談の上で、この職員に対して若干のこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというふうな指導みたいな形でやっていくわけです。職員は当然、自分はこのままではいけないんだという感じをとってもらって、ちゃんと村民のためになるような、いわば自分で努力していくというような評価のやり方なんです。当然、今おっしゃっている評価は対価、処遇と呼んでいるんですが、処遇のほうに反映されますかという、国はこの基準を設けたのは、ある程度、処遇にも反映するように見えています。ただ、村としましては、この1年、2年、当然、将来においては若干そういうのも出てくるだろうと思うんですけども、私たち

がこの制度をつくるところの担当課としての研修を受けているところではすぐ行っている団体はないと。全国でも、市あたりはもう既に進んでいるところもあるんですが、そういったところでもまだまだないという話は聞いています。村としても、即処遇、いわば給与に跳ね返りが来るというようなことは、今は考えていません。ただ、人事異動あるいは係長から課長への昇格とか、そういった場合には当然この評価は見ていくということで考えています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり、今総務課長からもありましたけれども、職員に本当にやる気があって、村のために仕事を個人個人で考えてできるようになれば、本当に村民の福祉向上にすごくつながるものだと思います。やっていないとは言いませんが、さらにそういう意識を持って、職員を育成していただきたいと思いますので、ぜひその評価方法についてはいろいろ試行錯誤で、今年度からですからあると思いますが、処遇の話も何年か後にはあるだろうということもありますが、やっぱり職員にやる気を出させるような、しっかりとした評価の体制をつくっていただきたいと思いますが、村長から何か答弁があれば答弁をいただいて終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この評価については、個人の能力とかいろんな職種の中での適応性というのが果たしてどうなのかということも評価の1つだと思えるんですけども、個人個人のそういう能力を生かすための評価として用いていきたいという思いをしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で人事評価制度についての質問を終わります。

次にごみの分け方・出し方について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 次にごみの分け方・出し方について質問させていただきます。

平成28年4月1日から行政事務組合の新たな焼却施設の設置に伴い、ごみの分別方法が変わり村民の生活の利便性が格段に向上する事になると思います。しかし、粗大ごみの処理については、まだ若干課題があるのではないかと考えていると思いますが、村当局はどのように考えているかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答え申し上げます。

ごみの分け方・出し方は、平成28年4月1日から変わりますが、新たな焼却施設の正式な運用開始は工事のおくれから7月1日を予定しています。ごみの分別方法が大きく変わった点は、プラスチック類が燃やせるごみとなり、新聞紙等、古紙類は燃やせるごみで取り扱っていたのが資源ごみとなっています。分け方・出し方については、三村で新しくパンフレットを作成し、各世帯に配布し、周知を図ってまいります。粗大ごみの処理については、やんばる美化センターへ自己搬入するか、村の許可を受けている収集運搬業者北環に連絡し、有料で持って行ってもらうことになっておりますが、自己搬入が厳しい方々については、村の許可を受けている収集運搬業者の活用を呼びかけているところであります。

以上、お答えします。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この粗大ごみについては、前回は質問させていただきましたが、やっぱり個人で搬入するとなると、車がないとか、運転できないとか、お年寄りのところはそういうのがあってなか

なか厳しいところもあると思います。そういう粗大ごみの処理が容易にできるようになれば、村民の生活の利便性は格段に高まることは、その辺は間違いないと思います。

今、指定業者へ連絡して引き取ってもらうということで、有償ということであるんですが、その金額的なものもあるでしょうし、すぐ対応していただけるかというのもあると思います。地域によっては、成人会あたりで年に1、2回とかそういう活動もやろうと思ったらできると思うんですが、また受け入れ側、収集側の立場からいうと、大量に持ってこられると向こうの処理も困るということで、ある程度の量じゃないと厳しいということで、村民からのそういうニーズがあれば即対応して、そこで粗大ごみを搬入してもらうという体制が必要だと思います。

1つ、村が指定する業者ということで、今、北環さんが村全体のものは受けていると思いますが、これは粗大ごみに関してだけです。例えば江洲の里、授産施設あたりとか、そういう施設、利用者の仕事の一環としてやれる方法もないのかなと思ったりしているところですが、その辺について村長でもよろしいですし、担当課長、何か意見があればお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 新城一智議員の質問にお答えします。

今、粗大ごみを有償で取り扱っているのが、国頭村の与那の北環さんのほうに有料でもらっているところなんですけれども、最近、新しくパンフレットを作成し、各世帯に配布したところなんです。その産業廃棄物の処理運搬業者の連絡先とか書かれておりませんので、近いうち、村民にも周知を図っていきたく思いますので、広報紙等に記載していきたく思っております。

ちなみに北環さんのほうで過去5カ年間に取り扱った件数はほとんどないんです。大宜味村で1件、国頭村で3件、東村でゼロ件であります。今、議員がおっしゃる江洲の里とか、そういったところができないかという話なんですけれども、江洲の里のほうにもし運んでいただくと、一般廃棄物処理運搬業者の許可が必要なんです。ボランティアですることであれば、別にそういう資格はいらないんですけれども、そこが有償での取り扱いになりますと、産業廃棄物の登録が必要となります。そのあたりも含めて、また江洲の里がそういうことで対応できるのかお聞きしたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 廃棄物の許可を持っているところじゃないと指定はできないということで理解しておきます。

ぜひ、村民の利便性を高めるために、いろんなアイデアを出して、処理しやすいような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

もう1つは、ちょっとこれは提案になるんですが、危険ごみの出し方なんです。危険ごみというのは蛍光灯、電球、電池、ライター等、そんなにかさばらないものなんです。出すときは、小さい袋に入れて出す。電池あたりは出すんですが、収集が、いちいちこれを外して分別するわけです、美化センターに帰ってですね。それよりは、危険ごみの集積場所というのが確立できれば、毎日そこに集積というか、処理できるということができないかと思っているんです。例えば公民館あたりにそういう集積ボックスを置いて、常時、電池、ライターとか危険ごみを集積するような形でやれば、収集する側も効率的に収集できますし、出す側もいつものごみを出すところからはちょっと遠くなると思いますが、そういう集積場所があれば、例えば那覇からたまに帰ってきて、電球を交換したりして、交換したらすぐは出せないわけです、曜日が合わない限りは。そういう集積場所があれば常時出せるということで、

利便性が格段に高まるんじゃないかと思いますが、その辺について、何かあればお伺いして終わります。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 質問にお答えします。

危険ごみの取り扱いについてなんですけれども、議員が今おっしゃっているように、公民館とか売店、1カ所に回収ボックスを置けば利便性がいいのではないかという話なんですけれども、逆にデメリットも考えられるんですね。各字に収集場所がありますけれども、危険ごみは第2、第4土曜日に収集するようになっていますけれども、収集できる場所を1カ所に集中することによって、遠くて余儀なくされる方も出てくると思うんですね。そのあたり、どのほうが効率的にいいのか、そのあたりも含めて、例えば公民館も常時いる部落もあるし、ない部落もあるんですね、そのあたりも含めてどの方法がいいのかも考えて、今後検討していきたいと思っています。

そうですね、運ぶ側の行政事務組合にとっては1カ所に集めることによって効率的にはいいと思うんですけれども、そのあたりも組合ともどのほうがいいのか話し合っていて決めていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時55分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次にパークゴルフ場の整備について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 一般質問に入る前に、少しだけ時間をいただきたいと思います。

村長は、去る10日の行政報告の中で、去る2月23日に老人会長から、平成27年5月13日の総会において、パークゴルフ場をつくりますとは言っていないということを確認しましたと、強調して報告されていますが、老人会の総会に参加した方たちは、近いうちにパークゴルフ場ができるものだと期待されたのは事実です。私も、村長を支持してきた方々から協力してくれということで、12月に一般質問もしてきたわけです。そういった言った言わなかったについては、老人会の皆様の判断に任せたいと思います。では、一般質問に入ります。

パークゴルフ場の整備について。

平成27年12月定例会においてもパークゴルフ場建設について、一般質問を行いました。今回もさせていただきます。

まず、1. 村長は、平成27年12月16日付けで、老人会あてに結の浜の元学校予定地は、交流広場と計画されているので、変更する予定はないと、文書で回答しておりますが、平成27年5月13日の老人会総会では、結の浜の元学校予定地と、中学校跡地のいずれかにつくるような前向きな挨拶がありました。結の浜地区には、全く検討する考えもないのか、お伺いします。

2. 結の浜の交流広場には、どんな施設が計画されているのか、具体的に説明をお願いします。

3. パークゴルフ場は、交流施設には該当しないのか、村長の考えを求めます。

4. 村長は、昨年12月議会の一般質問で、結の浜の土地利用計画は変更する予定はない、老人会総会の挨拶は、結の浜の元学校予定地と、中学校跡地は一例を挙げて示したと答弁しておりますが、変更予定のない場所を、なぜ、一例を挙げて示したのか、説明を求めます。

5. 村長は昨年12月議会の一般質問で、要望に応えるよう、できるだけ推進していきたいと答弁しておりますが、老人会の要請から、1年3ヶ月を経過しており、老人会からは早期実現の強い要望があり、議会あてにも請願書が提出されました。新年度の事業計画に入れる考えはありますか、又、あるとしたら、いつごろを目途に整備される考えなのか、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

去る12月定例議会でも申し上げましたが、結の浜地区においてはスポーツ交流広場の計画地となっており、現段階では、平成25年度策定の大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画に基づいて、その計画の実現のため進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

交流広場の整備方針としましては、本村のスポーツレクリエーションの拠点として生涯スポーツ施設の整備とともに、交流、休養、散策空間として計画しています。施設は、野球やサッカーが行える多目的グラウンドをメインに、ジョギングコースや散歩コース、ストレッチコースなどを予定しています。また、村の各種イベントが開催可能なイベント広場としても計画しており、それらに付随する管理施設や便益施設も含めた計画となります。

3点目は、パークゴルフは各世代が手軽に楽しめるスポーツとして全国的にも普及しており、世代間を超えた交流スポーツと言えると思います。しかしながら、パークゴルフ場はコースの設定が固定化され、多目的な活用が困難な施設となります。結の浜の交流広場は村民広場として、多目的な利活用を考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

4点目に、誤解を招く表現としたかもしれませんが、村民からの要望に対して回答のためには例えを示すことも必要かと考えております。

5点目については、今後、結の浜の土地利用計画については、これからも村民のニーズにおいて検討をしなければならないところも多々出てくると思っておりますので、その中で検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） やはり、きちんとした説明がなされないということですね、本当に残念に思います。

先ほど、一智議員からも消防防災ヘリ基地の場所について聞かれましたけれども、その中では4工区を検討していますという話が出ています。なぜ、変更する余地のないところと言いながら、ほかではそういう防災ヘリ基地をつくる案として出ていますということが公の場で言えるのかどうか。そういう形で言われますと、今まで信じてきた、本当に老人会の皆さんとの信頼関係がなくなってしまうんです。これまで老人会の役員の皆さんは、村長と話をするときには録音して話をしないとできないねという話

も出てきております。これでは今後いろいろ進める中で、本当に支障を来す可能性が出てきますよ。

ですから、今回きちんとできないものはできないと明確な答弁をするのが私は、ごめんなさいということを書いて知らしめるのが本来の姿じゃないかと私は思いますけれども、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 先ほどの一智議員の質問の4工区という場所は、まず結の浜の当初の計画の交流広場と、中学校、小学校の場所が変更になりました。その変更になった場所を言っているわけではなくて、そこから外れた北側の海沿い、その場所を言っています。そこは交流広場としての場所ではないということをつけ加えて回答しておきたいと思います。

あとは、村長のほうから答弁させます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私が老人会との懇談の中、あるいは総会の中でこういう言葉を発することは非常に禁物なことだなということを今感じました。あまり夢の持てるようなことを挨拶で言うことはできないのかなど。検討という言葉を使えないのかなどということを感じております。今の段階でそうあるということであって、今質問のありましたスポーツ交流施設の中にはできないということであって、結の浜全体的な土地利用計画の中で、今後は変更も考える余地があるのではないかという思いがあって、検討していきたいという答弁をしているわけです。今後、老人会から招待されて挨拶をお願いしますといったら、こういうことを話せないということであれば大変な問題じゃないかなど、私はそういうふう感じ取りました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 村長は、こういう公の場で挨拶をするときには、きちんとした自分の計画性を、できたものを発表するのが当たり前だと言いながら、そういう安易な表現、誤解を招くような発言をしているというのは事実なんですから、今後気をつけていただきたい。

今後、そういった検討もせず、いつごろまでにどういう形でできるかというのをひとつ最後にお聞かせいただきたいと思います。要するに、5年、10年でできるというのか、それでもできなければ、やはり老人会の皆さんにはパークゴルフ場の件は諦めてくれとか、きちんとした報告があるべきだと私は考えます。

それと、通告にはなかったんですけども、済みません、まずお答えできましたらお願いしたいと思います。平成25年度事業、結の浜の交流施設としてつくられたゲートボール場、今利用されていないように見受けられますけれども、利用状況の調査とか、今後、利用増を図るためにどのような対応をしていくかをお聞かせできればお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 検討しますというのは、これからいろいろ計画を立てていく中で、いついつできるということは今の段階で言えないということで、検討しますという返事しかできないというのは御理解できるんじゃないかなと思うんです。これから土地利用についての協議も図っていく中でやっていくわけですから、この協議の中でいつできます。いつしようという計画を立てるわけですから、そういう形では、やはりそういう場所では、この議会の場では今後そういう中で検討していきますという返答しかできないと私は思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 結の浜の公園内のゲートボール場の使用状況についてお答えしたいと思います。

平成25年度に供用開始をいたしまして、ゲートボール場が一角ございますが、その件につきまして、村の老人会のほうからも利用したいという要望もございまして、その用具、またその設置の固定化ができませんので、コースの設定等について一緒になって進めてまいりましたが、実際利用した結果、通常の土の上のコースと人工芝、下がコンクリートで人工芝的な状況ではボールの転がりが通常の利用と異なるということで、現在、利用はされていないような状況です。ほかからも今のところ貸していただきたいという状況もありませんで、当初利用した以外には利用した実績は今のところありません。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に村の業務と移転・統合について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 村の業務と移転・統合について。

各小学校の閉校式も終わり 4 月開校に向けて急ピッチで工事も進み又準備等に忙しい時期と思います。これまで統合に向けて議論をしてきたわけですが、十分に納得するような結果が見えないままに開校に向かっている気がしてなりません。村民の意見もあまり聞き入れないまま統合ありきで突き進み、大事な部分の課題が多々あるにも関わらず開校することに、今後の学校教育に不安と疑問を抱き大変残念に思います。

よって、次のことについてお伺いしたいと思います。

1. 職員の採用について。
2. 確定した送迎ルート。
3. P T A組織の決定日はいつなのか。
4. 幼稚園授業料の徴収遅延と今後の対応について。
5. 学校跡地利用について。特にこれは塩屋小学校に関して。
6. 給食費の助成について。

1 番から 4 番までは教育長にお願いし、5 番、6 番については主に村長にお願いしたいと思います。

6 番については、教育長も意見があればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

最初の職員の採用についてということですが、職員の採用につきましては、9 種目、図書館司書、学校用務員、学習支援員、特別支援員、地域支援員、送迎バスの運転手、給食センターの調理員、生涯学習コーディネーター、幼稚園の 9 種です。それは去る 2 月 22 日から 3 月 10 日までの申込期間を設けまして、それを受けて、昨日 3 月 13 日に面接を行いました。その結果について、今集計中でありまして、可能な限り、今週中に調整を図って決定をしてみたいと考えております。

それから 2 番目の確定した送迎ルートについてですが、去る 2 月 29 日に開催しました事業報告会、改善センターでやったんですが、そのときに説明はいたしました。まず、迎えのほうですが、朝は 4 台の

バスで学校の開始時間の8時に間に合うように、7時半にまず田嘉里、それから大兼久、大保、江洲の4カ所から7時半に出発して、8時に間に合うように迎えてきます。それから送りにつきましては、3台を使いまして、例えば考えられるのが、午後4時半にまずスタートします。それから2回目につきましては5時半、3台で送ります。それから最終便は2台で6時45分ということで、そのルートで一応考えております。

それから3番目のPTA総会の決定日についてということですが、現在、各単Pで統合移転に伴っての解散総会の準備がされているようです。小学校においては3月18日、中学校におきましては3月22日に臨時総会をもって、多分、解散総会になろうかと思うんですが、そういう準備を進めているようです。それを経まして、4月後半もしくは5月の初めに新しい組織の設立総会をもって最終決定になると。そういうスケジュールということで聞いております。

それから4番目の幼稚園授業料の徴収遅延と今後の対応についてですが、これは、実は去る2月2日にある保護者から、別の件で教育相談ということで受けました。そのときのその幼稚園授業料の徴収遅延の件も話が出まして、実はこれは幼稚園の授業料の延滞については、平成27年6月から平成28年1月までの期間、納付書の発行がなされていないと。それから口座振替の業務をなされていないということに気がつきました。その2月2日にその保護者から聞いた話を、翌日、担当と担当係長に聞いたところ、そういうことがわかりまして、その後、担当と係長にそういう指示をして、丁寧に利用者に対して家庭訪問しておわびと、今後の徴収計画をちゃんと立ててもらってきなさいというふうにして、そういう格好で一応対応しております。今後につきましても、これは大変大きな迷惑をかけているわけですから、本当に初歩的なミスだと思います。そういうことも踏まえて、今後、チェック体制をもっと強化して再発防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 学校跡地、跡施設については、村の貴重な財産であり、地域住民の共有財産であることから、安定した村財政運営を図り、将来を見通した村づくりや地域づくりにつながる施設の利活用について検討していく必要があります。そのため、村民からの意見や要望に配慮した跡利用案として、大宜味村立学校施設等跡利用検討方針を策定中であります。現在、村内部の調査検討委員会の素案作成を経て、大宜味村立学校跡地活用審議会に委ね、大宜味村立学校施設等跡利用検討方針を策定し、その方針に基づき具体的な跡地、跡施設の利活用を進めていく予定でありますので、各校の跡利用の方向性や詳細について、現段階で述べるのは控えさせていただきたいと思っております。御理解お願いいたします。

給食費の助成については、平成24年度からまかない材料の一部を助成しており、平成28年度当初予算においてはまかない材料として約84万円の助成を予算計上しているところです。今後、物価の変動や社会状況の変化により必要と思いますが、財政が厳しい状況にある中、調整を図りたいと考えています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 職員の採用ですけれども、支援員、運転手などの人数が確認できなかったものですから、その辺の人数をお答えしていただきたいと思っております。

2番目のルートですけれども、2月29日の説明会には事情があつて参加できなかったものですから、

繰り返し聞くようなこととなりますが、御了解をお願いしたいと思います。12月に、一応3台のバスを、教育長からの答弁では田嘉里、江洲、大兼久でしたか、今3ルートしか聞こえなかったものですから、12月では田嘉里、江洲、大兼久、大保ということで4ルートを設定しているということで答弁があったんですが、この答弁の中で上原のことははっきりしたことが、ちょっと理解できないものですから、上原は上がらなくて国道58号線のバス停ということで、そのままこれは大保ルートのもので、大保ルート、押川入り口、田港、屋古、大宜味中に行って、それからそのままこのバスで上原の国道のバス停で拾って学校に行くという案でありました。これはやっぱり上原と押川が抜けていますよね。これは道の事情等によるあれなのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

それで一番問題になったのは、きょうはちゃんと答弁にありましたので安心しました。12月も帰りのバスの問題は全く出ていなかったものですから、きょうはこれを聞こうかと思っていたんですが、先ほど答弁があったので、これは帰りも3台で4時半、5時半、6時半とあるんですが、これは明らかに、これは小学校は部活動はないものですから、小学校はじゃあ何時のバスで最終なのか、6時半まで小学校も利用するのか、その辺を御答弁をお願いしたいと思います。

あと組織の問題です。この組織自体は別に悪いとは言いません。言いたいのは、今回、たまたま答弁で解散総会で決定して、4月に設立総会とあるんですが、これは一番基本的なことで、本当はこれも平成26年12月議会で質問をした場合には、平成27年2月までには、こういった各専門部会のあれをまとめて説明するということがあったわけなんです。それがなくて、6月の教育懇談会の中にぶち込んで説明があったみたいなんですけれども、そうじゃなくて、本当にこの素案というのは、素案ができれば、本当は去年の、平成27年度の2月、3月ぐらいにできて、それを4月、5月に各PTAの総会もあるわけなんですから、そこに図ってもらって、こういう案はどうですかというのは聞くべきじゃないかと思っております。私は常々言ったんですけれども、もう遅いんじゃないかと。何でこんなに遅いのかと。早目にいろんなことを解決してやったほうがいいんじゃないかということ常々言ってきたんですが、今度もこの3月18日各単P総会で図ってもらっても、もう4月、これは4月1日から統合なんですからね、4月1日からこの会則にのっとって活動できるような体制が本当は一番望ましいことではなかったかと思っております。こういったもろもろも、もう本当に、先ほど言ったとおり、余り統合のことばかりが頭にあって、ほかの細かいものまで手が回らない状態になっていたんじゃないかと思っております。これは幼稚園の授業料の遅延の問題に関しても、これも絡んでくるんじゃないかと私は思っております。

あとこの遅延に対しては、本当にこれは迷惑をかけている以上、これは本当に謝って済むということでは済ませられないかもわかりませんが、常々この方たちには迷惑がかからないような措置をやらないと、例えばこの授業料の遅延でどういうふうな対応をしたのか。今後の徴収の仕方もひとつあれば回答をお願いしたいと思います。

それと5番目、学校跡地はこれから検討委員会を設けてやっていくということなんです、これは私のおくまでも一個人の考えなんです、塩屋小学校を、なぜ塩屋小学校かという、この学校に関して、施政方針を見ると第5次総合計画の策定の中で教育、歴史文化の輝く健康長寿村と位置づけるということでもあります。そこで各大宜味村の学校の、各小学校にはいろんな歴史がいっぱいあると思います。特に塩屋小学校は村の歴史の発祥地でありますし、そこに一堂に、村の歴史や文化関係を一堂にした展示会とか博物館、展示会場みたいなものをつくって、これも施政方針の中に民俗資料の保存展示等にも力を入れ、学校跡地を有効活用し、歴史に学ぶ人を育む村づくりに努めるということでもありますので、大

宜味村の歴史を一堂に会してわかるようなことを、これは1月の住民説明会の中でも質問したんですが、図書館の兼用も、図書館とこういった歴史、教育の流れがわかるような学校の跡地利用ができればいいかなと思っております。

あと給食費に関して、これは去る3月7日の新聞に大きく載っていたんですが、村の助成金、大宜味村は小学生300円、中学生400円、幼稚園200円を補助していると載っております。これはなぜこの助成かという、財政が厳しい中の助成かという、私は人材育成基金についてもいろいろと質問してきたわけですが、700万円余の余った金があるわけです。目的はこのお金は本当に村民、子供たちの将来のために使ってほしいということでできた基金でもあるし、そこを活用してどうにかこれを助成に、全額とは言わないですよ、全額とは。その辺の助成ができないかと思っております。またこれも交付要綱についてもいろいろありますけれども、交付要綱も使い方によっては簡単に使えるようなこともやってきたので、その辺も御考慮願って、どう思ってお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） まずお答えの前に、先ほど教育長からもありました幼稚園授業料につきましては、利用者に多大な迷惑をかけ、本当に申しわけなく思っております。

大城議員の御質問に答えていきたいと思っております。

まず、支援員等の人数についてですが、先ほど教育長が話をしておりました。昨日、13日に面接を終えて、今調整をしているところですが、まず賃金職員の採用の人数についてお答えしたいと思います。図書館司書については2名の予定です。学校用務員2名、学習支援員として4名、これは中学校に1名、小学校に3名です。特別支援員として3名、中学校に1名、小学校に2名。地域支援員を現在1名、これは現在も行っておりますが、中学校のほうに配置しております。送迎バス運転手4名、4名ですが、1人についてはフルタイムではなくハーフタイムの4時間の勤務になります。給食センター調理員が3名、生涯学習コーディネーターが1名。幼稚園につきましては2名、代替の教諭と預かりの教諭になっていて、合計22名の採用予定で面接を行っております。その中で応募者が23名ほどおりました。

あと、バスのルートについてですが、押川、それと上原のルートについて、我々は検討を行ってきて、なかなかそのスタート地点までいくと、8時の学校のほうが間に合わないということと、御父兄にお願いをして下のほうまで連れてきてもらうという形をとらせていただいております。上原については安根バス停のほうです。横断歩道を渡らず、山側のところのバス停で迎えたいと思っております。この辺については、各家庭においてもバスを利用するのか、そこら辺の票というか、申請ですね、スクールバスに乗るのか乗らないのかという票を各世帯に配って、利用状況を確認しながらやっていくことで人数の把握をしているところです。あと押川区の件につきましては、現在、押川にいる父母と話をしました。それで当初は押川入り口からのスタートでしたが、大保のほうでお願いしたいということで大保からのスタートになります。

次に小学校の帰りの便につきまして、今も検討を重ねているところではございます。小学校においては部活動というものがありません。それで小学校は各、今、喜如嘉のほうはテニスですか、残りバスケットとか野球とかありますけれども、そこら辺につきましては保護者と話し合いを持つ。基本小学校においては、保護者のほうが帰りの迎えに来るのが基本原則として話をしていきたいと思っております。ですけれども、4時30分の便があります。それと5時30分の便があります。そこでもって乗れる小学生については乗せて帰していきたいと思っております。

あとPTA組織の件につきまして説明します。新たに統合後、PTA組織を立ち上げようということで、今PTSAということで話を進めてきております。これにつきまして10月ごろから我々話し合いをしてきました。PTAの会長、副会長、ほかの各専門部会のメンバーも集めながら話をきて今に至っているところですが、最終的にその話の中でどうしてもみんなの確認をとらないといけないという話もありました。12月ほどに話をして、1月26日に村PTA連合会、そこにおいて各単Pの会長、副会長、学校代表2名、校長、学校代表ですね、その中で話をして、そこに持ってくる前には各単Pの中で話をしたのを、臨時総会を開き、そこで確認をとって今回になっております。各単P、学校のほうがなくなるわけですので、総会において、やはり締めなければいけないということで、先ほどの日程の、小学校においては18日、中学校においては22日の解散総会になります。年度を明けて、新しいPTA組織になるということで、設立総会ということで予定していると聞いているところです。

次に徴収の仕方について、冒頭我々、私のほうの管理不足部分がございます、徴収を行っていないものに関していろいろ検討も行いました。今、利用者に対してお願いするしかないということで戸別訪問を行っております。担当係長、私も含めて利用者に頭を下げ、お願いしているところです。これについても年度ぎりぎりというところでこういう作業をしているわけですが、現在、半分程度の皆さんが支払っている状況です。これについても再度、確認をしながらお願いに伺って徴収していきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） お答えしていきます。

まず、塩屋小学校への歴史展示場の設置について。塩屋小学校が大宜味村の学校の発祥の地ということもあってそういう提案をされております。それは非常に理解するところなんです、村長の施政方針のほうにも民俗資料の保存、展示等にも力を入れて、学校跡地有効活用をしていくということを述べています。今回、長年の懸案事項でありました根謝銘グスクの発掘調査が学芸員のめども立ってできるということもあります。そういうこともあって、展示場というのは絶対に必要になってくるだろうということが予想されます。そういうことも含めて、大宜味村立学校跡施設等利用検討方針の中で、検討方針を出す中でしっかりといろんな意見等を踏まえて検討はしていきたいと思えます。場所等についてもどこがいいのか、そういうのも含めて跡利用を検討していきたいと思えます。

給食費についての人材育成基金の活用という提言もありました。そのあたりも含めて、財政等のこともありますし、どうことができるのかということも内部でも検討していきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 用務員の人数とか、当初は支援員なども統合したら1名なのか、2名なのかという不安もあったんですが、きょうの答弁では支援員も4名、特別支援員も4名、地域支援員1名ということで、子供たちのためには大変充実した教育環境になるんじゃないかと思っております。あと運転手については、1人は何か4時間の労働と言っていたんですが、予算書でしたか、何かで見たら3名が9万9,000円ぐらいの予算があったような気がするんですけども、私の勘違いかもしれないんですけども、これは運転手については、1人は満額、前年度どおりの12カ月分入っている運転手が2名ほどいるんですが、この9万9,000円、これは私の勘違いかもしれないが、この3名新たに採用する運転手については常時雇用なのか、時間的な雇用なのか、その辺、1点。

あとルートについても、常々これは、教育課長がおっしゃったとおり、あくまでも小学校のクラブ活

動については、これは学校には権限がないものだから、もちろん父母の、クラブをやる人に関しては父母の送り迎えはぜひ必要だと思いますけれども。あと4時半、5時半にちゃんと帰る人、例えば部活動をしないう人なんかはこの5時半までにちゃんとした、送りはするんですけども、迎えはまたどうなのか。その辺も本当に不安のあるところではあります。これまでは各地域、すぐ目の前に、目の前とか、歩いてすぐオジー、オーバーなんかのところ寄ってその辺できるんですけど、送りをした場合の迎えが、ちゃんとした体制ができていいのか。その辺の1点ですね。あとは前に質問したときに、学校行事があるときに地域の方々の送迎も何かやるようなこともおっしゃっていたんですが、その辺もちゃんとしたあれもできているのか。この送迎について、2点。

これは単P、組織の問題ですね。これは課長が答弁したとおり、これが当たり前の話なんですね、本当はね。おっしゃったことが当たり前のことなんです。だからそれを各単Pのものを、2月からのあれを見ると飛び越えてすぐ、この組織でやりますというような案を出しているものですから、各単Pの承認を得ることなくやっているわけですね。その辺は本当に、もう去年からちゃんとしたもの、素案でもできていればこれを各単Pで吟味させて、まとめて、本当に解散総会して、設立総会も本当に今月でやって始めて入るのが当たり前の姿じゃないかなと私は思っております。あと組織のPTSAの加入、これは2月から区長会のほうに流されていますが、これはなぜ組織もできていない、決まっていないものに対して、これを募るといことが、意味はわかりますよ、中身は。意味はわかるんですけど、実際に本当に組織もない実態のものに皆さん1,000円お願いしますという、これはできるものなのか、本当に。その辺の当たり前のことを当たり前にやる、これをもう少し県の教育庁からあった標語「凡事徹底」をもう一度教育委員会にも、役場全体もそうだと思うんですけども、この凡事徹底をもう少し、もう1回見直して徹底してもらいたいと思います。当たり前のことを当たり前にやるということを入れてやってもらいたいと思います。

次にこの跡地利用ですね、いろいろ個人的に所属の地域にやってほしいということではあるんですけど、またこの資料館として、図書館も、前に私提案したんですが、図書館、資料館を絡ませて、村長も村の学習塾の設立のこともたまたま夢を持っているような感じでもありますので、そこに村のいろんな学習塾の設立もして、大宜味村のいろんな教育委員会の人材バンクの登録、名簿もあると思います。そこで世界に通用するような国際語は英語だと思いますので、ALTなどを活用して英語塾とか、また退職した意欲のある校長先生も多いと聞いております。こういった方々をお願いしてこの塾を開いたらどうかと思っております。あと塩屋小学校のPTA団体の要望として、この多目的教室を利用して習字教室を継続したいという要望があるということを知っておりますので、その辺は今後、ちゃんとした決定をするまで、こういった多目的教室を利用して習字教室を開くことはできるのか、その辺、1点お願いしたいと思います。

給食費、人材育成の問題なんですけど、これを見ると、3月7日の新聞を見ると大宜味村も17年度以降に値上げを検討ということで星印があるんですけど、検討を今なされているのか。例えば先ほどの人材育成の基金の問題なんですけど、単に小学生から中学生は、幼稚園から、新年度予算の人数から把握した場合に、単に1,000円を助成したら259万6,000円の金がかかります。これは今現在は小学生300円、中学生400円、幼稚園は200円ということではありますが、これを1,000円でやるには、小学生700円、中学生600円、幼稚園800円という、この計算をした場合が175万3,000円の金が必要となってきます。そこでぜひ、この750万円も余っている人材育成基金の活用を平成28年度1年限りの限定で、人材育成基金からの助

成を、ぜひ村民、子供たちのために平等にこの基金が使えるようにお願いしたいと思います。そしてこの給食費については、専門家はやっぱりこういうことを言うております。学校給食法は給食を教育の一環として位置づけていると。これは憲法26条にも教育を受ける権利と義務教育を無償とすることが定められているということでもありますので、ぜひこの辺の助成をできる限りお願いをして、最後の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） まず、最初の運転手の勤務状況だったと思うんですが、基本的に8時間は学校内にいるということを考えております。送迎していない時間帯については、その学校内の整備等、そういう感じに充てるようにして、基本的には誰かが学校に最低1人は残っているという感じで時間を割り当てて、基本的に8時間は勤務している状況をつくっております。

それから小学校の送った後の、また家庭への状況だと思っておりますが、これはこれから調整ですけれども、保護者とも希望をとりながら、例えば今、小学生については4時半ということですが、それが5時半まで可能であれば、5時半まで学校で預かって保護者が迎えに来るとか、その辺の調整は十分やっていきたいと考えております。そのためには、可能であれば5時半ごろまで子供がいる状況がつけられるのであれば、支援員とかそういう方をうまく利用しながら、そういう感じで可能な限り居場所づくり、学校でも居場所という活用ができればということで、今後は学校側と調整もしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 先ほどの塩屋小学校の多目的教室の利用についての話です。現在、統合後の廃校施設、それについて今、県の施設課のほうと調整を図っているところです。今回、条例等の議案にも出ておりますように、学校跡地の利用の方法で、現在一時転用ということで報告書を出すということで調整中になっています。予算のほうも現在4小学校分については電気料、水道、そこら辺について去年の2分の1程度の予算を計上していて、その間に、最終的に先ほど話をしていた統合後の基本計画をもとに次の段階に入っていくかと思っております。

あと給食費の値上げについて、実際に現在も給食費、まかない材料分では足りないということで村長方針の中で助成をしてもらっているところですが、今後、消費税10%当たりになってくるとさらに厳しい予算のまかない材料になるのではないかと考えています。これについては給食費、3年、4年ほど前ぐらいから、どうしてもまかない材料、徴収金だけでは足りないということで、教員のものについては現在値上げをしたところです。あと生徒についても、周りの状況を見ながら、どういうふうになっていくか、また給食運営委員会もございます。その中で話をして、その中でやっていきたいと思っているところです。

あと人材育成基金の利用、確かに利息分とか寄附金とか、そういうものでかなり金額が余っているとか、積み立てられているところですが、1年限りの限定という議員からの提案もありました。そこについては、本来ですと、長い時間の助成が必要かなと思っているところです。そこにつきましては財政側、村当局のほうとも話をしながら、できるだけ長い期間助成できるような形をとりたいと教育委員会のほうは考えておりますので御理解ください。

あと学校行事の、地域の方々への送迎についても、先ほど教育長が答弁したように、学校に今までと違って送迎の運転手については8時間と4時間のハーフの部分があります。そのかぶっている部分につ

いて学校のほうでの待機になりながら、授業中の課外授業とか、そういうところでの運転手の活用、あと地域の方々へのサービス等ができれば、この辺につきましては学校、校長先生あたりと調整しながら利用していきたいと思っております。

先ほどPTSAの募集の件について、議員御指摘のとおり、確かにまだ会のほうは設立されていない中、予定として、お願いとして把握できたら設立総会へ間に合うんじゃないかということで、早目に出した部分についてはまたちょっと反省するところもある中、いろいろ人材バンクの話もありました。地域の方々にぜひ新しい学校に目を向けてもらいたいということで、予定ということで出しておりました。御理解ください。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） お答えしていきます。

ALTの利用とか活用とか、また意欲のある人を活用して人材育成の場にしていったらどうかという意見もありました。それについては、もうずっと述べているとおり、大宜味村立学校施設等跡利用検討方針、それを策定する上でやっていきたいと思えます。まず、策定していく上でどういう利用ができるのかということで、1つとしては、村が直接利用する、直接活用する施設、それと民間を活用して、民間の企業等をそこに誘致して雇用を生む施設、そのあたりに分けられると思えます。今、村の内部でも各課をお願いして、各課にはどういう施設が直接必要なのかということの調査もしています。大きく分けると役場庁舎等の移転はどうなるのかという、そのあたりも含めて今検討しているところですので、そういう方策を、方針を検討していくということで、今の段階での回答にさせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 12時10分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 吉濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次にシークワサーの振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） シークワサーの振興について。

私は、これまでの定例会で本懸案を問題視し、一般質問をしています、いまだに解決するような明確な返答をしていない。次のことを伺う。

(1) 村長は、選挙公約で『村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000~4,000トンの生産が可能なおことから次のような施策を推進する。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図る。②生産、流通、加工等に関わる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図る。』と、行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任している。

昨年6月22日に産業振興課及びシークワサー産地協議会運営委員会により、平成23年に示した戦

略を見直しているとしているが、どのように選挙公約に沿って戦略を見直したのか具体的に説明を求める。また、どのように成果を出したのか、期待されるのか。

(2) 平成28年1月16日、村産業まつりで、シークワサーに秘められた機能性！というテーマで緊急講演会が開催されました。改めてシークワサーがもつ健康機能成分等の高さを認識させられた。また、シークワサー加工残渣の活用や買取方法、価格の設定の説明。さらに、トクホや機能表示食品、医薬、美白効果等の説明があったが、講演会の内容にあった秘められた機能性をどのようにシークワサー振興に活用するのか具体的に説明を求める。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

議員は、平成26年12月、平成27年3月、6月、9月、12月、今回と同じ内容で私の選挙公約と質問をしていますが、私は、いつまで実施するということは一度も言っておりません。

また、1年半の副村長の不在は行政運営を進めていく中で村にとって大きなマイナスとなっています。

戦略の見直しについては、昨年9月、12月で述べたとおりです。県外における販路の拡大や村内においてのシークワサー加工場の誘致を働きかけているところであります。

機能性については、村がするわけではなく、研究機関が機能性の高さを確認し商品化に向けて提案をしていくことと期待をしています。

活用については、企業から提案があった段階で検討していきたいと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 去年の6月、大宜味村シークワサー振興戦略、その中で歴史認識、本村のシークワサー振興の歴史を振り返ると、販売不振の時期や多数のパッカーの介入を受けて、出荷の分散化から生じた価格低迷に直面するなど、幾多の苦悩と停滞の時期を経験してきた。その歴史の過程で、テレビ放映を通じたシークワサーブームが起りましたが、ブームは一過性のものであり、いかなるブームも一定の市場原理に収斂することを認識する必要がある。なお、シークワサーが注目された時代からシークワサー取り扱い業者がふえ、多くの農家で庭先取り引きが行われるなど、無秩序な集荷体制のもとで、不安定な価格変動相場が続いており、また近年のシークワサー生産量の急激な増加に伴う供給生産側の混乱など、本村のシークワサーを取り巻く環境は厳しいものとなっている。シークワサー振興の戦略展開に当たっては、的確な時代動向認識のもとに、環境に適用した戦略が必要とされているということとなっているんですけども、しかし、1月16日にシークワサー緊急講演会がありましたけれども、その講演会は前に、今回、先ほど言ったシークワサーブームが一過性であるということで戦略的には言っているんですけども、平成12年11月8日、シークワサー特別講演会、今言われているテレビ放映、この後、テレビ放映がありました。このときの講演会で、もう村民みんなが喜んだと思います。このシークワサー特別講演会では、シークワサーの新たな機能性、東京薬科大学薬学部教授のサシタ先生、それからシークワサーの生理機能性成分生育中の変動ということで、中村学園大学院栄養学科の教授、オオタ先生が話されておりました。そのときにとっても健康機能がすぐれているということで、それは行政も農家も一般の住民もみんな理解して、それからマスコミも取り上げてこの機能性のことを紹介しております。そのときに言われたのが、今言っているシークワサー戦略にあるブームにはならないように、一過性にならないようにということで、それをつくってもらいたい

と。そのときにヤクルトの蕃爽麗茶がトクホの認定を受けてから、右肩上がりに倍増して売れていると。あらゆる戦略を使って頑張っしてほしいというのがこのときの講演でした。

そしてこの講演は、今言ったように、それがいろいろシークワサー加工場の問題とかがあって、こちらが、産地がきちんと農家の期待に応えられるようなことができなくて、そういう現在に至っていると思います。それが自分たちでこういうふうに立ち上げてこうやって、村も、議会も、シークワサーの里宣言とかいろいろやってきたと思います。そうしたら、今回また緊急講演会では、先ほど平成12年11月に行われたシークワサー特別講演会のものをさらに内容が充実して、進化してきております。そうしたらその中で排尿障害にもきく、これは人実験の準備をしているとか、それから美白効果があるということもあります。これは歴史的に見ても芭蕉布が黄ばんだ場合はシークワースということで、漂白作用、洗濯するときにシークワサーを使って漂白します。だからシークワサーには、シークワサーを食すという意味だけではなくて、白くする、漂白をする、浸すという意味もあると私は認識しております。そういう意味でもシークワサーの機能の可能性がより明確になって、またその先生が沖縄に企業を立ち上げてこういうことをやりたいと。ジュースが約50%ぐらい、加工用のシークワサーを買ったら50%ぐらいジュースに入ります。そして残渣については、工場から買って、この買った価格が農家に還元するような形で取り組んでいきたいというふうに考えているそうです。そうしたら、私の記憶ではキロ当たり90円だったのかなと認識しているんですけども、そのときに合わせれば、今ある程度、適正価格で150円だと言われております、加工業社会では。それを超えると工場をつくるときの単価を査定したのが基本的には200円だと私は認識しているんですけども、それになった場合には農家の方々が、今定年帰農ということで、定年した人たちが利益がなく、労働対価でやっているような農業形態だと。それを示すように、現役世代、子供を持つ現役世代の方々がシークワサーで農業をしている方が余りいないです。ほとんど年金をもらいながらやっているのが実情です。その辺については、企業の方々も将来、この定年帰農の問題をクリアしないとならないという認識は持っております。私、直接聞いております。だから行政、農家、加工業者、流通一体となった考えは必要じゃないかなと。先ほど村長が企業にこういうことがあるからという提案なんだけれども、しかし、ことし1月16日に、大宜味村でやったこの緊急講演会、実は私も産業まつりに、健康のほうのイベントに行く予定でしたけれども、前日こういうのがあるからということで参加したんですけども、禹先生ともちょっと話をしました。それで紹介した方にも何でこうなっているんだということで聞いたら、関係者に私が聞いたところ、本部で前に説明会がありました。本部で説明会をしたものを大宜味でやったという形なんですけど、この紹介した方は本部でも引っ張り合い、そしてまた別の口から、名護でもやっている。この機能性を地域でやると、今シークワサー問題起こっている、価格の低迷、売れないという問題が一挙に解決するだろうという期待が込められています。それで本部では、シークワサー加工場とか、またほかの事業との絡みで連続ではできないだろうということで、大宜味でやったらどうかということで紹介した人は大宜味に橋渡ししたそうです。その辺はやっぱり村の考えとして、こうやって企業もまとめていくということは絶対必要だと思います。企業任せにしたらどうなるかわからないようなこともありますので、今うちのシークワサー加工場がまさしく、私が去年聞いたところでシークワサー200トン搾る、パインが500トン取り扱おうと。パインは主に東村、八重山から来ております。そういうような状況で、大宜味のシークワサーは実際産地でどうやっていくかというのは、村長が企業に提案するということを行っているが、やっぱり企業にこの辺をお願いしたい、こうやっていくと誘導するのも行政じゃないか

なというのは、これまで村がシークワサーの里の宣言をしたように、シークワサーで村をあげていくということをやっています。特に今、シークワサー、全部は調べていませんけれども、500ミリリットルの果汁が、補助を受けた企業がやっているところは100円とか700円ですけれども、そうじゃないところが2,000円とか1,800円かな、そういうふうに高くついております。だからこの産地として即していくためには、行政も、企業も一体となって、流通関係までですか、ネットワークを軽くしてやっていくことがみんな売れていく。3分の1の値段で売れるということは企業も厳しいかもわからんけど、やっていける。そのかわり回転もよくなっていくわけだから、その辺の、先ほど言った、何回か言って、同じようなことばかりを言っているというようなことを言っているんですけど、私も同じように何回か言っているんですけど、具体的な話がなくて、この戦略というのは一応出されているけど、今までの可能性を否定する、そういうふうなものだと思っているんです。私はそれでネットには入れているけど、一般の方に集まってもらって紹介はしていなかったのかなと思っています。先ほど村の主体性、どうやっていくか、副村長が不在だったからとかというものは言い訳にならないと思います。それでその辺のことをもう一度お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、あなたの今のシークワサー振興についてのことなんですが、通告の中で何を執行部に求めたいか。その簡明な発言をしてください。

村長。

○ 村長（宮城功光） さっき、私が戦略の見直しについてということでお話ししました。その件について、今、県外や、あるいは県外における販路の拡大、そして村内におけるシークワサー加工場の誘致等、これは大きな期待を持って、加工所が大宜味村に来る可能性があるということだけを一応申し上げておきます。そういう面で進めているということをお理解いただきたい。

そして、先ほど私が提案型というふうな話なんですけれども、これはやはり、機能性というものは研究機関が研究した中でしかできないわけですよ。村がやるというわけではないんですよ。研究機関のほうでそういう確認をして、商品化に向けてどういうふうな形で製品ができるということを提案してきたときに、村としては事業化できるか、補助事業でできるかどうかというのを検討していきたいというのが私どもの考えであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） 確かにこの機能性とか、いろいろやっていくのは研究機関です。そして研究するのもお金がかかります。そういう意味でも産官学というのは非常に重要かと思えます。また、その拠点となる場所も地域があります。そういうふうな制度ですので、より積極的にやるところにそれが、恩恵が受けられると思えます。そういう意味でも、先ほど本部、名護という形で紹介した方は、ぜひこの産官学の拠点の一部でもいいから、また本当は全てだという形で、事前にこの機械もこちらに入れてやっています。そういう意味でも、村でやっぱりできる可能性、先ほど村長が加工業者、できるようなことで進めているということで、私もそういうふうと同じように考えています。だから企業は企業じゃなくて、行政も一緒になって手を取り合ってやっていくことが産地を強くしていくことだと認識しておりますので、その辺をいま一度、この戦略のものに対しては私とても寂しいです。それを出して後、講演会でやった機能性の高い総会も、緊急講演もやっています。先ほど村長が言った新しい施設も考えていると。この辺のことを、やっぱり戦略もきちんと精査して、新しい業者、工場をつくらうということをお話されていまして、その辺も一緒になって前に進むべきだと思っていますので、ひとつ最後に

その辺の方向性を出していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この加工施設については、新たに村に誘致ということで今進めているのは、4月ごろ登記だけは先にしたいという話があって、まだ決定というか、登記したわけではありませんので、この辺の具体的なことについては登記した後でしかそういう話はないと思いますので、一応そういうことで御理解をいただきたい。

そして先ほどありましたように、中部大学の禹先生や、あるいは琉球大学の照屋先生等が緊急にこの間、産業まつりで講演会をしたことも、これは先ほどからあるように本部町や名護市あたりでぜひという話があるようです。しかし、禹先生や照屋先生は、ぜひ産地である大宜味村でつくりたいという思いがあって、今、県の支援事業を2つぐらい受けてやっているらしいんですけども、その中の1つが押川で残渣を活用したノビレチンの抽出とかいろいろと研究をして進めている状況にありますので、そういうものをしっかりとできた段階で、村としても先ほども言ったように、補助事業やいろんなそういう支援事業ができるかどうかというのを検討していきたいというのが、先ほどから私が言っていることであります。よろしくお願いします。

（「私語です。登記というのは、法人登記ですか。所在地の登記ですか」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 法人登記です。

○ 議長（平良嗣男） これでシークワサーの振興についての質問を終わります。

次に医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供について。

私は、これまでの定例会で本懸案を問題視し、一般質問をしているが、いまだに解決したような状況にない。次のことを伺う。

①、平成24年3月30日に、大宜味村健康づくり推進協議会は、「大宜味村健康づくり推進について」の答申を村長に提出している。

答申のなかには、『在宅医療は、病院での治療を終えて、住み慣れた家での病気や障害を抱えての生活には、家族や多くの関係者の協力は欠かせない。特に地域の診療所と病院との「医療連携」は不可欠である。この連携システムの根幹は、病院の入院機能をはじめ専門的医療機能、つまり適切な診断と治療との機能、そして診療所の「かかりつけ医療機能」、つまり医療の継続だけではなく介護の多職種と協働して生活を支える機能である。在宅医療は外来診療の延長線上にある医療で、訪問（看護）、往診、みとりの診療を基本的に連携した医療サービスを確立すること』とある。

②、村長は、選挙公約で「地域医療の専門医（総合医療医師）を招致し、村民から信頼される信頼体制を構築します」と村民に診療所関係についても大きな期待を寄せて就任している。

③、平成28年2月10日、中央社会保険医療協議会は、医療機関などに支払われる診療報酬の平成28年度改正の内容をまとめ、厚生労働省に答申した。日常的な診療や情報提供を行う「かかりつけ」の医師、歯科医師、薬局・薬剤師への報酬を手厚くし、大病院との役割分担で医療の効率化を図る。原則4月から実施し、在宅を中心に住み慣れた地域で暮らすことのできる体制をつくり、少子高齢化の中で医療費抑制を目指すとして、かかりつけ医・薬局促進をすすめている。

④、県は平成28年度から市町村と連携し、経済的困窮により子供に対する医療費の支払いが困難な世帯を対象に、子の医療費の「貸付制度」を新たに始めることがわかった。貸し付けだが、市町村が充当し利用者の実質負担はない。県内初の制度で実施主体は市町村になる。平成28年秋から順次、導入を目指す。現行の助成制度では診察時に保護者がいったん立て替え支払いをしなければならず、立て替え困難な保護者が一部いたために、子供の受診控えが課題となっていた。新制度では医療窓口で立て替えずに済むとしている。

現行の「こども医療費助成制度」は県と村が2分の1ずつ助成して、こどもの医療費の自己負担分を無料にしている。自己負担分の医療費が後日、県と村から助成され無料になるが、診察時にいったんは保護者が立て替えて払わなければならない。

以上、述べたようにこれらの課題をどのように解決していくのか。また、医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供をどのように推進していくのか説明を求める。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

医療体制については、地域医療を行ってくれる医師の確保は時間がかかります。元村診療所の先生や県健康づくり財団の医療機関や関係機関を回り、村の状況を話し、医師の紹介をお願いしているところでもあります。

また現在、契約している医師会にも地域医療の可能な先生の配置をお願いしているところでもあります。この問題は村のみならず、北部地域の課題であり、北部における医療体制がまだまだ弱く、今後、北部福祉保健所、近隣市町村との連携をとりながら、北部地域の在宅医療、介護連携が構築していくように要請していく予定であります。

私は、選挙公約でこの問題をいつまでに実施するということは言ってはおりません。

④につきましては、2月15日に県から説明がありました。実施するに当たり、今後、県の動向を見ながら村でも積極的に取り組んでいく考えであります。

以上、答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長は、選挙公約で期限は言っていないと。それから時間がかかると。医師確保の問題については、北部全域の問題だということで話されておりましたけれども、確かに北部病院を初め、北部の医師確保には大変問題があると。この問題を解決するために地域が一体となって条件整備をしていかなければならないだろうという話もシンポジウムなどで話されているのを私も聞いております。

そこで国頭も、割とローテーションがよくかわっています。また東村も今度4月からかわると耳にしております。何で大宜味村が、そんなに医師確保が難しいのか。やっぱり体質的に、かなり停滞したのがあると思います。前に出ていった医者などから聞いたら、やっぱり村の対応がまずくて出ていったと。この体制の問題はなかなか変わっていないと思います。

それで、今、中核病院と、それからかかりつけ医院の役割なんですけど、そうしたら日常的な診療所を行うかかりつけの医師、歯科医、薬局・薬剤師の報償を手厚くして、大病院との役割分担、医療の効率化を図る。そして在宅を中心に住み慣れた地域で過ごすことのできる体制をつくり、少子化の中で医

療費抑制を目指す。そして、いろいろ薬が軽減すると安くなるというふうにかかりつけの医者をつくりなさいという形で、それでそういうふうなことになっているんですけども、今、確かに村立の診療所は総合医療はやっていないという認識です。

それで、私の家族の問題があって、母が心臓を3回手術しています。そして那覇病院、那覇市立病院、そして徳州会、北部医師会、それぞれお世話になっております。そして安定期には、やっぱりかかりつけの医者、また私は往診をしてくれる医者だということで、国頭の開業医にお願いしています。そしてこの開業医は循環器系の医者も月1回招聘して、循環器系の医者の方々が村内の方も殺到しています。名護に行くよりは、その先生が1週間見てくれるから。非常にスムーズにっています。

それで、そのかかりつけの薬局となると、私たちは北部病院とか、そこでやったときはその近いところの薬を使っている。なぜならば、村にある薬局に変えたいんですけど、薬が間に合わないとかいろいろある。通常使っているものだったらやるんですけど、そういうものがないものだから、手間暇がかかるので利用できない。本当は薬の関係も医者と医者があるけど、これはちょっと強いよと薬剤師が両方の医者におかしいんじゃないかという調整も入るということを考えれば、本当にかかりつけの薬局も必要だけど、もう手間暇かかるものだから、結局は私も個人的にはかかりつけの薬局はやっていません。それで母はそこに付随しているというのかな、近くにあるものを使っています。何かあった場合は、緊急にあった場合は往診してもらえらるからということで連絡している。だからそのままいくと、患者さんに物理的な移動の負担だけじゃなくて、金銭的な負担も増してきます。

それと、この貸付制度については、去年、子ども医療費助成制度の自動償還制度が住民から非常に期待があったんですけども、少しおくれて4月1日から去年になっております。今回も、それができたんですけども、中には生活困窮者の方々が出て、現金を持ち合わせていない、お金が払えない。それでうちで結局は休ませているという話も聞いています。だからこの件については、制度が県と調整始まれば、すぐほかの市町村に先駆けてやっていただきたいなと思っています。前回のこの子ども医療制度の自動償還は、少しほかの市町村よりおこなっていますので、早急にしていきたいと。

それと、本当に村長が、私から見たらちょっと逃げ腰かなと思っているので、すぐ確保できない。やっぱり内部的に医療をどうやっていくかと。先ほどシークワサーの件も話したんだけど、ある程度、具体的に、イメージ的にこうやっていくと。それからきちんと医者をお願いして、私のほうに村出身の人もいるよ。鹿児島島の離島に去年行ったばかりで、今年度でもう契約切れるんじゃないかなという話もお姉さんのほうから私に耳打ちしてくれるという話もありますので、やっぱり大宜味村がこんな過疎地域で年寄りも、小さな子供たちもいるので、ぜひこの総合医療、うちの診療所に行けば何でも見てくれる。また隣に薬局もあるから、薬局で薬の相談ができるということを本当に期限的に公約はなかったということは言っているかもしれませんが、公約で示した思いで一日も早く実施していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 覚議員は、以前役場の担当職員ということもあって、医療関係については、もっともっと村民サービスをしたいという熱意は重々感じるわけでありましてけれども、議員もわかるとおり、やっぱり医師の確保というのはそう簡単なものではないということも理解しているかと思っております。私もずっと医師問題について、訪問診療や、あるいは看取り、そういうものができるような医師の確保をどうしても早い時期にしないとできないなという思いで、医師の問題については動いているところで

あります。来る4月2日には、鹿児島のもと病院の院長先生が見えます。その件についてもお話をしようということでの状況で、ある人から紹介されて会うことになっておりますけれども、それとあと1点は、希望持てるのは、やはり江洲のほうに法人のクリニックが今申請されていて、これが近いうちに着工できるという思いをしております、今、県のほうの調整が進められている状況です。そこには医師が2人、訪問診療や往診等もしっかりと受けていきたいというのがその大沢先生のお話です。そこには看護ステーションもできます。訪問看護とか、そういうこともしっかりとやっていきたいということでもありますので、やはり村民医療のサービスのためにはどうしても推進していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上、終わります。

○ 議長（平良嗣男） これでは医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供についての質問を終わります。

次に夢や希望が持てる子育て推進について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 夢や希望が持てる子育て推進について。

近年、我が国において厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもたちの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化がある。本村は、過疎地域ゆえに一層厳しいものがある。

社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれた環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指していくと考えられるが、本村の夢や希望がもてる子育て推進について伺う。

村長は、選挙公約で①、幼稚園・小学校・中学校の給食費の助成。②、学童保育の実施。③、村営学習塾「結い」の開講（学力向上の強化）等を掲げているが、どのように実施しているのか、するのかを具体的な説明を求める。

県は、平成28年度から「県子どもの貧困対策推進計画」が実施されているが、どのように連携をして事業推進していくか。また、村の具体的な子育て推進支援の説明を求める。

また、村の小学校・中学校の児童生徒の要保護者と準要保護者は何名いるのか、学校から準要保護の申請に上がっているのは何名なのか説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

先ほどの2件についても同じなんですけれども、私は選挙公約でいつまでに実施するという事は言っておりません。

給食費の助成については、必要と思いますが、財政が厳しい状況にある中、調整を図りたいと考えています。

学童保育の実施については、前に述べましたように、親御さん等からのニーズが高く、要望に応えられるよう実施の方法を検討しているところであります。

村営学習塾については、保護者との調整を図りながら最適な方法を選択していきたいと考えています。貧困対策についても、県の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 私から要保護、準要保護についてお答えします。

要保護、準要保護は何名いるかということですが、現在、小学校2名、中学校2名の計4名。1世帯です。これは要保護のほうです。準要保護については、小学校10名、中学校8名の18名で、世帯でいきますと18世帯です。

あと学校から準要保護の申請が上がっているという件ですが、小学校21名、中学校11名の合計32名で、世帯でいきますと、小学校14世帯、中学校8世帯。そのうち小学校と中学校で重複しているのが3世帯ありまして、合計19世帯となっています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先に教育長にお聞きしたいと思います。

先ほど要保護、準要保護の何名かを報告してもらったんですけども、申請者より少ないということで聞いております。この扶助費については、やっぱり学校現場から学業における支障を来すということで請求されているわけですので、当然、扶助費の性格から全員予算化して支給すべきだと私は認識しています。

それで、先ほど県の子供貧困対策推進協議会の県議が呼びかけて勉強会がありました。そのときに私もちょっと疑問に思っていたものですから、執拗に聞いて怒られたんですけど、これは市町村の問題だ、市町村で聞きなさいとも言われたんですけども、先ほどのやっぱり貧困の問題で支えていくためには要保護、準要保護という最低の支援策があります。そうしたら、大宜味村では予算の枠で設定していると。要するに申請が現場から支障を来すからということで上がっているんですけど、予算がないから切っていると。そうしたらほかの市町村もそういうことでやっているんですか、云々で聞いたら、先ほど言った市町村の問題だから市町村で。そして、なお、執拗に聞いて、じゃあ、県はこの国が出している子ども手当と同じように該当するものはみんな予算化して、当然、扶助費として出しているわけだから、この生活して学業を健全に営むためには絶対必要だという形で、当然予算措置して対応しているものと見てみると、県は、各市町村。ただし、私もこの辺、ちょっと調べたことがあるんですけど、やっぱり大宜味村だけじゃないです。予算の範囲内で切っているけど、しかし徐々に、徐々に、先ほどの給食費と同じように行政が負担していくとか、子供を支援していくためにはそういうふうに支えていくというふうなことで、まず一番最初に来るのは要保護と、そうじゃない人は準要保護ですので、その準要保護、給食費なども含めて基本的にこの貧困家庭の経済が回るように、生活費が回るように、最低学業に支障がないようにやるのが私は扶助費であり、当然これは憲法25条でいう、全ての国民は最低限度の生活を営む権利があるということからすれば、私は当然だと思います。ハンディがあるからそれだけやると。県自体もそれぞれの市町村はやっていると見てみると、その趣旨にして。だからお互い予算がこれだけだからということで、生活困窮者という形で上がってきているにもかかわらず、切っていくのはいかがなものかなと思っております。この件については、また回答を求めます。

あと、村長が言われた給食費の件は、やっぱり財政とも調整しながら、どうやっていくか、またいい方向でいけたらいいなど。この学童と村営学習塾、特に午前中の一般質問などであった学校のスクールバスの送迎の問題とも関係してくると思うんですけども、やっぱりこの地域で遊ぶ子供たちも少ない、

それで統合したと思います。そういう意味でも居場所づくりをここで頑張っ、勉強して、またみんなと一緒に帰れるんだという方向性を出していただきたいと思います。一応、答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） ただいまの吉濱議員の質問に対してお答えしたいと思います。

議員御承知のとおり、確かに今、予算の範囲内でやっている部分がございます。要保護者につきましては、生活保護世帯ということで、今回は1世帯ということでもあります。要保護、準要保護についても各学校から上がってきているのが、先ほどの人数になっています。やはり議員おっしゃるように、我々としても学業に対する部分に関して、やはり全員に行き渡るような助成であってほしい部分がございますが、今調整を行いながら、基本上がってきた世帯に対しては最低でも1名分の助成を行ってこうと考えて予算割りをしているところです。あと、やはり国や県のほうが予算措置されているような話がありましたけれども、以前に比べて補助金あたりが減ってきて、決算のほうを見ておわかりだと思いますけれども、なかなか補助していただけない部分がございます。そこについて、もう少し、教育委員会のほうでも考えて、基本は予算の範囲内で、できるだけの助成はやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 学童保育あるいは村営塾、子供たちの居場所づくりについては、貧困のほうの住民福祉課の予算がありまして、それで一応4月1日から走ろうという考えも持っているんですけども、その場所の選定で非常に厳しいのかなという思いをしております。ただ、貧困の子供たちだけの学童保育あるいは居場所づくりというの、またちょっと問題があるのかなと思って、やはり教育委員会と、一般の子供たちも全部一緒にした形の学童保育ができるかどうかというのこれから検討しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 教育課長が言われていた予算の範囲で、世帯を配慮してやるという話をしていたんですけども、これは、私は憲法や法制度に逸脱していると思います。やっぱり基本的にはそれを、私が主張しているものを優先として、補正でもして検討してもらいたいと思います。この件については、要するに私たちの社会の一番の宝である子供たちの将来が、生まれた、育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指していくということの、一番最初の支援態勢だと認識しています。

それから村長が言われたように、この居場所づくりかな、学童も村民塾も調整しながら、いい方向でいけるようにやっていただきたいと思います。

では、先ほど要望したとおり、実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

大変御苦勞さまでした。

（午後 2時25分）

平成28年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成28年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年3月15日 午前10時00分)

散 会 (平成28年3月15日 午後12時36分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会教育委員の任命について	質疑 付託省略
2	同意 第2号	教育委員会教育委員の任命について	質疑 付託省略
3	議案 第7号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	質疑 付託省略
4	議案 第8号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について	質疑 付託省略
5	議案 第9号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	質疑 委員会付託
6	議案 第10号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について	質疑 委員会付託
7	議案 第11号	大宜味村行政不服審査会条例	質疑 委員会付託
8	議案 第12号	大宜味村行政不服審査関係手数料条例	質疑 委員会付託
9	議案 第13号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	質疑 委員会付託
10	議案 第14号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	質疑 委員会付託
11	議案 第15号	大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
12	議案 第16号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
13	議案 第17号	大宜味村出産祝金に関する条例	質疑 委員会付託
14	議案 第18号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
15	議案 第19号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	質疑 委員会付託
16	議案 第20号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質疑 委員会付託
17	議案 第21号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託
18	議案 第22号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託
19	議案 第23号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第24号	平成28年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
21	議案 第25号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
22	議案 第26号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
23	議案 第27号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
24	議案 第28号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
25	議案 第29号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
26	議案 第30号	専決事項の指定について（平成3年12月13日）の一部変更	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第1号 教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第1号 教育委員会教育委員の任命についてを採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号 教育委員会教育委員の任命については、同意することに決定しました。
-

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 同意第2号 教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8番 吉濱 覺議員。
- 8番（吉濱 覺） 同意第2号 教育委員会教育委員の任命について質疑を行います。
本村の教育委員の選任については、琉球政府時代にさかのぼる教育委員会委員の公選制度の趣旨を踏まえて、現制度のもとでも学校区割をした準公選制度として継承されてきました。
これまで行われてきました選考については、村長は地域の代表である区長に教育委員会委員の推薦を地域の主体性のもとで依頼してきました。小学校区の区長を中心に有識者などと選考を重ね、教育制度をよく理解して、教育行政を推進できる最適任者を推薦してきました。
今度の喜如嘉校区の教育委員会委員の任命は、現職の辞任による残任期間の選考であります。村長は、

区長の推薦の依頼をすることなく、村議会議員個々に推薦の依頼をする政治主導で、若くて子を持つ世代、すなわちPTAの会員らとあらかじめ個人の特定をほのめかすような条件まで取りつけるような様変わりをしております。校区出身の村議会議員が集まり、教育委員会委員の選考についての話し合いを持ちましたが、現委員の残任期間であるので、現委員の出身行政区から選出すべきなどの主張もあり、意見がまとまることはありませんでした。

それで区長に選考状況報告と地域の代表である区長を中心とした従来どおりに選考してほしいとの話をかけました。3行政区の区長による話し合いの結果は、あらかじめ名前が挙がっていることと、村長から直接推薦依頼がなかったことを理由に責任が持てないと一蹴されております。特に本村の子供の教育については、地域から広く賛同が得られ、引きこもりや貧困などから派生する健全な成長を阻む教育の問題を解決し、生きる力を育むことが大切だと考えます。

しかし、当局の発言によると、PTAの会員から選出しなければならないという発言があるそうです。どのような根拠があるのか説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この任命については、やはり村長の専権事項といいたいまいしょうか、権限のもとで任命するわけですから、やはり地域の意見も全く聞かないということではなくて、4名の議員には声かけをして、そういうふうに関心を持って、前任者の辞任によって選任しなければならないというお話をし、推薦をしていただきたいというお願いをしたわけでありましてけれども、上がってきたのは山上さんということで上がってきたものですから、私としても学校行事とかいろいろな面で積極的な協力体制がある方だということを確認しておりますので、そういう意味で任命にふさわしいということで今回上げていくわけでありまして。やはりこれまでの状況の中でも、PTAの保護者のほうから1人は教育委員として選任してほしいというのが望ましい状況だと私は聞いておりますので、そういう意味でPTAの会員のほうからぜひという思いで、今回そういう推薦もあってやっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 確かに村長が言われたように、制度上は村長の任命権であります。しかし、先ほど私が言ったように琉球政府時代に公選制だと。それで復帰して、確かに今村長が言われたような形の制度があるんですが、沖縄県知事も準公選という形で地域の声を反映して、それは各市町村も右へならえして今日行われていると。消えているところもあると思いますが、前村長のときまで区長たちにお願ひして、フリーハンドで人選をしてもらったものを上げるということで、権力が一極に集中しないような形でやっているわけですから、私たちもPTAのときから区長あたり、それから教育委員の方々に約15年前かな、全国一不登校の多い学校と言われた時期があります。そのときに教育委員の推薦について、PTAも、地域の方々も一緒になって話しようと、今の教育委員会の制度の問題、地域の教育の問題、そういうことでみんなでこの問題をどうしたほうがいいのか、誰がこの問題を解決するには一番適任か、議論をして話し合うべきだという話し合いをしたんですけども、一向にそういうことは進展せず、結局はPTAのメンバーが一緒になって話し合いをされたというのは今もう聞いておりません。しかし、貧困から来る不登校とかいじめの問題とかたくさんあるものだから、私はやっぱり地域の人たちがこの件をかなり強調しています。こういう問題が何で選考に反映されないかととても残念に思っています。

村長が言うのは、法令上は村長が任命するという事になっているんですけども、一極に権力が集中しないがためにフリーハンドで、地域の自主性で選任したということもあるということで、ずっと私

も主張してきたんですが、それで議員の勉強会をやらせてもらったんですけれども、教育委員会から今言ったようなPTAの人を入れないとならない条例規則があるんだということで、当局から出ているという話まで出てきておりました。けさ、私も例規集を家に持ち帰っていないものですから、調べてみたら探せません。やっぱり先ほど言ったように望ましいということなのか、条例、規則、要領などにあるのか、その辺も説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 吉濱議員の御質疑、大宜味村の条例、規則等にはございません。今の質疑について、たしか教育委員会の委員必携のほうに何かあったかなと思っております。その中で、現在、法律上のものが変わって、委員が現在4名、教育長を含めて5名になりますけれども、その中でPTA、保護者の方がいたほうが、たしか、先ほど言ったような望ましいみたいな感じだったかと思っております。確認次第、また御報告させていただきますので御理解ください。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） やっぱり今の状況では、本人もちょっと失礼になると思うんですが、やっぱりみんなで今言ったような話し合いが持てるように。またPTAは、学校で言えば子供を預けている側、経営者としては学校へ預けている側は経営者に対してこうやってほしい、ああやってほしいという立場じゃないかと。そしてまた経営者は、そのPTAの内容を熟知した人がいいんじゃないか。必ずしも現職じゃなければならないということはないと私は思います。それで、今状況がわかった時点で判断しなければならぬと思っておりますけれども、こういうふうな状況で喜如嘉校区のものはなっています。大宜味校区、去った同意第1号の件については区長もみんな同意しているという話を聞いておりますので、若干違うのかなと思っております。以上で私の質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会教育委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって同意第2号 教育委員会教育委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第7号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第7号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第7号についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第7号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第8号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第8号についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第8号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それでは、この過疎計画は御存じのとおり平成22年度から平成27年度までの計画期間であります。もうこれは平成27年度といったら年度末なんですよ。年度末の中でその変更が出てきたということで非常に疑問を持っているんですが、その変更を検討の協議の中でどのような話し合いをされたのか。県から何か指摘がありましたかどうか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(山城 均) それでは前田孝議員の御質問にお答えしたいと思います。

経過を述べまして、お答えしたいと思います。まず、平成25年の12月定例会におきまして、これまで教育の振興としましては中学校の建設工事と給食センターの事業のみがございましたけれども、その平成25年に学校の外構整備事業を追加しまして、変更が承認されました。

その後、平成27年7月27日に小学校、中学校の校舎建設事業と学校施設の外構整備事業の事業費が増加したことに伴いまして、県へ軽微な変更に係る報告を行いました。その時点では、小学校、中学校及び外構整備工事ということで発注しておりまして、その屋外運動場を外構施設整備事業に含まれるものと認識しておりまして、その時点で県とも同じような認識をしておりまして、現状の計画のままで事業の遂行が可能ということで考えておりました。

しかしながら、平成27年12月14日に行われました県の過疎債ヒアリングにおきまして、屋外運動場整備事業を申請していますが、平成26年4月1日の過疎法の一部改正におきまして、対象施設として屋外運動場が追加されると、そういうことで村の計画の事業項目に校舎と分けて、この屋外運動場を設ける必要があるという指導を受けました。そういうことで、委員御指摘のとおり年度末ということになっておりますが、そういう県との協議を行いまして、資料にも添付しておりますが、県との事前協議会も整っております。そういうことで年度内におきまして、この変更を行うような指導を行いまして、本議会への提案となっております。

○ 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) これは課長から答弁がありますように、平成25年12月議会で見直しされたのはわかっているんです。その前に、平成25年8月9日の第5回臨時会の補正予算の中で、学校建設の基本

計画の委託料が計上された場合に、そのときに過疎計画を見直ししないといけないよということで、私に指摘されているんです、そのときに。それを受けて、平成27年12月に改正をしてきたんです。ですから実際はもう事業は終わっているんですよ。だからそれに非常に疑問を持ったわけです。事業終わってもやっているものについて、県も協議して、はい、いいですよといったら、結局書面上だけの話になってくると思うんですよ。もうこれは終わっていることですから、別にいいんですが、次の議案第10号にかかってくるものですから、あえてその確認のためにお伺いしたわけです。

あとあれですか、これはそのまま執行しても過疎債とかそういう予算関係とのかかわりで、何らかの変更とかも出てこないという確約はできますか。それだけをお伺いしておきます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

確かに議員からの平成25年に変更について御指摘がございました。今回の変更につきましては、その時点では問題がございませんでした。平成26年4月1日施行の法改正に伴いまして、屋外運動場という新しい項目が追加されましたことによりまして、その平成26年4月1日時点、その変更を行ったときに、御指摘のとおり私たちのほうで改正内容を十分把握して、それに該当する項目であるということに変更すべきでしたが、県との調整の段階でも認識としては、以前の外構整備事業に含まれるものだという認識がありまして、今回こういうふうなおくれになったわけですが、一応、県との調整も行いまして、年度内で変更していただければ、過疎債の適用は行えるということをもらっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですからこの過疎計画の法律の変更が平成26年4月1日というお話ですね。そうすると、その場合の過疎計画の見直しは平成27年12月なんです。その半年間、皆さんは気づいていなかったということのお話のようなんですが、次回からの過疎計画の中では、やっぱり常にその辺を注意払っていただいて、そういうことがないように努力していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） その辺、十分法的事項等も確認しましてやっていきたいと思っておりますので、御協力よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

過疎計画の17ページをお願いいたします。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中での事業名が林道ということで、事業内容が喜如嘉林道開設事業ということになっております。この計画も前年度の計画にも平成23年度から24年度の計画として入っていたわけですが、私はこの開設という文言について、ちょっと疑問を持っているわけですがけれども、県との協議の中で、この林道の開設事業について何らかの示しがあったのか、それをお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 前田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、この過疎計画の事業の調整の段階においては、この表記、開設事業という表記の中で特にございませんでした。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私がなぜこれをお伺いするかというと、皆さんも承知だと思うんです。これは国頭村内での林業開設工事の那覇地裁での裁判がありました。そのときに公金支出を、差し止めを求めた、原告は敗訴をしているんです、負けてはいるんです。しかし、実質的な内容からしますと、事業関係の内容からしますと原告勝利なんです。なぜかということ、この裁判では自然環境とかに影響を及ぼすということの懸念があるからということで、着工しているものについては認めているわけですが、計画路線の、国頭村の8路線については認めていないわけです。それで平成27年3月20日の県議会経済労働委員会では、工事休止中の沖縄北部地域森林計画の林道について、北部地域の国立公園指定や世界遺産登録を目指す中、指定区域が決まるまで工事を再開しない方針を示したということで、県の委員会でそういうことになっています。マスコミにも発表されています。そうすると、世界自然遺産登録をする間は、その計画が入るかどうかなの問題も出てくるんです。それまでどうなるかと、動きがどうなるかなということで大変心配しているんです。それでやっぱり新規計画については、なかなか裁判も出ていますから認めないようになっているわけですがけれども、今、喜如嘉林道の現状を見ても、伐採はされて、ある程度のり面も切れている路面もあるんです。だから開設という文言を使った場合には、県は新規の事業だという捉え方をしないかという気がするんです。それで前回の平成23年、24年計画も頓挫しているわけです。今回、平成29年、30年度に計画されているんですが、実質的に絵に描いた餅になってしまう可能性があるなということ、今心配で質疑しているわけです。だからこの開設という文言と、改良という文言の使い分けで何かしら県を説得できないかという感触を私は持っているわけです。今、進めているわけなんです、やっぱりそういうことも県ともいろいろ調整なさって、林道ができるように努力しないといけないと思うんです。この辺は見直しが必要なときは見直しをやっても結構だと思うんですが、その辺、開設と改良という文言と県あたりと調整してみて、必要であるものは改正していただきたいと思うんですが、その辺、留意をして取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 確かに御指摘のとおりだと思います。やはり平成28年度におきましては、世界遺産登録の前に国立公園の指定という手続が進みます。そうすると、国立公園法に基づいた規制等も出てくると思います。そういうことで、早目の、確かに指摘どおり表現方法です。そのまま開設事業ということになりますと、新規という捉え方になります。そういうことでこの計画の事業内容につきましては県と早目の調整を行いまして、途中までこれは進んでおりますので、この林道自体がですね、改良なのか、また継続という感じの表現なのか、その辺早目に調整していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 今回の過疎債については、開設という表現をしたんですが、平成26年度より県のほうといろいろ協議している中で、やっぱり開設というのは非常に厳しいところがあるということと、それと開設については伐採を伴う工事計画があるものですから、ただ、今喜如嘉の林道の現況からすると、当初計画の路線じゃなくて、今、現道ある形で使った場合に伐採しなくても整備が可能な状況もあるものですから、そこら辺でもって事業名が林道の舗装になるのか、整備になるのか、そこら辺がちょっと今の時点で事業名がはっきりしないものですから、これから県と協議して、事業名をはっきりした形で今後また変更等もできたらと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、産業振興課長から説明がありましたように、やっぱりこの現場を、県の担当者あたりもきちんと現場踏査してもらってやったほうが説得力はあると思います。事実上は開設されているわけなんです。あとのり面の少々カットと路盤整備だけなんです。今、軽トラの4WDあたりだったら通れないこともないんです、実際は。だからそういう状態ですので、ひとつ努力して、先ほど答弁ありましたようにやっていただきたいと思いますが、強力に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。県との協議を進めていただきたいということです。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） この計画につきまして、協議を進めてまいります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 24ページのその他の対策の中の防犯対策の中で、村内防犯灯LED化事業というのがありますが、今回、平成28年度予算にも委託料が計上されていますが、事業の内容について説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） お答えします。

実は、この事業ですね、村長が就任して各地域の行政懇談会を行った上で、7地域ぐらいから現存の街灯ですね、防犯灯と言っているわけですが、街灯をLED化してもらえないかという要望がありまして、それに応える形で補助事業ができないかということで検討してきました。それでどれぐらいの数があろうかということで、ことしに入ってこの事業を進める上で各地域の区長あたりに確認して、村内の個数がある程度は把握しております。あくまでもこれは区で見ている。要は、塩屋区の場合には班で見ているというのを聞いているんですが、外灯ですね、個人で見ているものは含めていません。それでこのものをLED化しようということで、平成28年度には調査、平成29年度、30年度あたりに事業を入れよ

うと思っております。要は、現存の区で見ている、言えば団体で見ている防犯灯、街灯をLED化にしたいという話であります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 先ほど総務課長からありましたように、我々の区のほうでも街灯の問題で、かなり代議員あたりでも揉んでいるわけですが、ほかの区でもそういうことがあるようです。やはり安心、安全な地域を維持するというので、ぜひこの事業はやっていただきたい事業ではあります。委託をして、平成29年度、30年度、それぞれ工事費が計上されているんですが、この事業をできるとしたら工事の手順とか、あるいはまた区の負担とか、そういうことがどういうふうに出てくるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 一応、事業そのものは、今平成28年度の一括交付金事業に手続をとるといって進めています。村の平成20年度ごろに出た新エネルギービジョン、それに基づく実施計画というのがありまして、そこを若干見直しして、このLED化も含めて公共施設等のLED化事業というものを、村が平成24年度でしたか計画しています。その中に防犯灯が出てこないもので、その防犯灯を、今回学校が統合されるということもありまして、その旧学校はじゃあどうかというと、体育館あたりが避難所として指定をされているので、そこも含めた上で名前の変更とかもあります。実施計画書の中でですね、それも見直しという形で、LEDの村内にある行政区で見ているようなLED、防犯灯ですね、それも入れようと公共施設等の云々ということも含めて考えていこうということで、一括交付金の中で上げようということでしたら、一応はできるだろうと今のところ見えています。見えていますというより、1回、県、国やりましたけれども、できるだろうというふうな答えは得ています。ただ、このLED化事業は会計検査院がかなり見ていまして、県内の団体、市町村でやったところで平成27年度の、つい最近行っている会計検査ではちょっと厳しい面があらわれています。ただ、うちとしてはこういう新エネルギービジョンとか、村がこういった実施していくんですよと、通常業務ではないですよという形で打ち出していればできるということがあって上げて、できるだろうというふうには県からも見てはいます。とにかく一括交付金を使うと。そうすることによって補助金を使いますので、一括交付金を8割、2割は市町村の負担になります。ただ、区の予算に反映させると区も大変だということで、今回の取りかえ云々に含めては全て村でやっていこうと。ただ、今後維持管理、あるいは電気料については当然従来どおりの行政区、あるいは班とかで見ているのであれば、その方面でやっていきたいということで、そのやり方は変わらないと私たちは今のところ思っております。ただ、これはまだ区長あたりには全然説明していないので、この一括交付金事業が確実にやれるような形を確認した上では説明していこうかと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 先ほど総務課長から答弁ありましたが、やはり区の負担などがなるべくないように進めていただきたいし、今まで区が電気料とか維持費は負担しているわけですが、区での維持管理が大変負担になっているわけです。そこで今、環境にも優しいというLED化、環境にも優しく、また区も懐具合にも優しい、安心、安全を維持していくために、暮らしを守っていくために、ぜひこの事業を着実に進めていただきたいんですけれども、そういう意味からして村長の取り組みに対して、ぜひ頑張ってもらいたいので、そこら辺の答弁を求めて終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、金城議員から質疑がありました件については、しっかりと総務課のほうでそういう体制を整えて、やはり区長の皆さんからの意見もしっかり聞きながら、村民の安全、安心のために防犯灯の設置はしっかりと進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、金城 勇議員が聞かれた件の追加質疑をしたいと思います。

同じく24ページ、村内防犯灯LED化事業の件ですが、これは先ほど勇議員からあったように、喜如嘉でも何年か前から街灯の件ですったもんだしております。それで蛍光灯が、おととしか去年あたりからもう製造されていないと。それで切れた場合は、今LED化やっております。それで街灯といいますか、防犯灯と街灯と違うんだという形で喜如嘉では調査されているんですけども、この件については全て含むということよろしいでしょうか。

それからもう1つは、電灯のほうだけなのか、電柱も含むのか、その辺も伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 今現在では、ことしの調査の中で電柱も含むかというところも、調査の中で検討していきたいと思っております。当初は、電柱は含めない、球のところだけを考えていました。ただ、この調査の中で、例えば防犯灯という、恐らく国が示すという形での20メートルピッチでやるとか、何らかの規定があるかと思えます。そういったところ踏まえて、私たちもまだ知らないところがあって、既にやったところの、いわば団体の例とかを参考にしながらやっていきたい。今のところ電柱も含めての話ですというのはちょっと言えないところがあって、できるだけ費用がかからないように。あるいは国もできるだけ現状よりは、LED化すると当然電気料というのは基本安くなるそうです、蛍光灯よりは。それでそういったところで負担を若干カバーできるのかなと。ただ、本数が多くなっていくと、また新規に入れたりするとそこでまた負担がどうかというのもあるので、その調査をした段階、あるいはその中で区長あたりとも調整していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、わかりにくい点があったんですけども、外についている防犯灯とか街灯とかといったものも、全て対象に一応考えていると。それであとは予算の関係で電灯の器材だけなのか、電柱も含めるのかは、これは調査して検討していくということで捉えてよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） そういうふうに捉えていいと思います。ただ、うちで考えているのは区で見ている、今現状見ている区で見ているものです。個人で設置している、個人で費用を払っているものについては、今のところ対象外と考えています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 住民福祉課長にちょっとお伺いしたいんですけども、26ページ、買い物支援事業を今度も行っていきたいという形なんですけれども、実際、これまで何名の方が利用して、実際、利用率、何パーセントあるのか、これだけでいいですからよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 安里議員の質疑にお答えします。

今、登録制になっておりまして、登録されている人が25名ということをお伺いしております。またこれは8月、9月時点の人数でありまして、今現在、またふえているかどうかというのはちょっと確認しておりませんので、委員会の際に、実際の人数を報告したいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第14号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第15号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第16号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第17号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 出産祝金に関する条例の制定についてですね、これはこれからの大宜味村の人

口増加に伴うということで、大変いい制度であります、ちょっとこれは委員会でも聞いたかったんですが、総務委員会ではありませんので、この場で確認していきたいと思います。

まず、この条例についてですが、理解ですかね、やりにくいところがあるのでひとつお願いしたいと思います。まず4条ですね、出産日以降村内に住所を有する期間が1年を経過した以後に村長に申請しなければならないとあるんですが、交付対象者というのが2条でですね、現に1年を経過しているものは出産日に村内に住所を有し1年を経過したものとあるんですが、この4条に関しては、例えばきょう3月15日に出産して、4月15日に村に住所を置いて1年なった場合には、きょう出産したんですが、4月15日以降にしか申請できないという、この捉え方でいいのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 1年経過したというのは、第2条における出産日において、本村に住所を有する期間が既に1年を経過したものと、出産日において住所を1年有したものとということでありますので、4条の1年を経過した、住所を有する出産日の以降、村内に住所を有する期間が1年経過した以降については、村長に申請しなければならないという交付の方法ということで捉えております。済みません、ちょっと答えになっておりませんね。村長ちょっと助言をお願いできますか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 既に1年以上住んでいる方には、やはり長年大宜味村のために貢献してきているということもあって、生まれたその時点から請求の義務がありますということで、例えばこの祝金を目的に何日も前に大宜味村に来た方については、もう生まれて、大宜味村で生まれていますから、それから1年過ぎた時点で、やはりそこに少しでも大宜味村に人口をふやしたいという意図もありまして、長らく、1年以上はこっちにいてほしいということも含めてそういう条例のつくり方はしております。やはり今までずっと住んでいる方と、また途中で入ってきた、転入してきた方の差別をするわけではないんですが、とにかく長らく大宜味村にいてほしいという趣旨を踏まえて1年後ということにしております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと確認、もう一度ですね。例えば、この方に子供が2人いて、3人目を身ごもって大宜味村に転入してきたと。今月でもいいですよ、3月でも。やった場合に、この方が半年後、大体10月ごろ出産予定で、生まれる年ですね。その場合に、その1年もたっていないわけですし、この4条を見ると1年後経過した以降に村長に申請しなければならないということで、来年の3月になったら申請できるのか。1年以降に申請しなければならないとあるんだが、これは申請できるのか。例えばこういう話を聞いて、大宜味村に住所を異動して1年間住んでやった場合に、これからかたすぐ1年後に転出という可能性でも出てくるわけなんです。そういった場合の捉え方。

あと1点聞きたいのは、その申請について、これは納税証明書及び村税等の滞納がないということで職員が調査することに承諾するという、これも添付書類なんですけれども、これはもちろんいいと思っているんです。そこに至っては各個人にかかわる大変秘密な個人情報の漏れとか、その辺また守秘義務も徹底しなければならないと思います。これはきのうの一般質問も出たんですが、幼稚園の問題。こうした場合、職員のミスによって起きた滞納があった場合にはこれは許可するのかわからないのか。その辺は条例の第何条ですか、村長のあれ見て決定するということがあるんですが、その辺も考慮してやるのか。

滞納があるということでこれはできないということで否にするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） この条例の趣旨からしたら、滞納していない人に村民として当たり前の義務を果たしている人に交付するというのが条例の趣旨であります。そういうこともあって、滞納していないというのは大きな条件となりますので、ただ給食費については、今納付書、そのあたりを交付していない状況もありますので、給食費ではなくて、幼稚園ですね。そのあたり滞納という捉え方には難しいと思うんです。そういうことも含めて、実質、こっちから納付書を発して、納めていない方が滞納者ということ捉えていきたいと思えます。

それと期間の話で、本当は二、三日後に生まれたら1年経過するという方もいるかと思うんですが、やはり大宜味村に転入してきた時期等も含めて、確かに1年過ぎた人にはすぐ交付できるんですが、1年にちょっと満たない人たちからしたら、逆に2カ年近く待つことにもなる。そのあたりの問題も論議はしたんですが、やはり大宜味村に少しでも人口をふやしたいということがあって、出生後1年というのを考えています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） さっきの滞納の問題については、納付書が発行されていないからということで理解するんですが、例えばこの幼稚園の授業料が出納閉鎖期間まで、例えば5月まで、この方が何かの事情があってできなかったとした場合には滞納繰越名簿にリストアップされるわけですね。そういった場合の措置もまああり得ることであるから、こういった場合の処置の場合です。それと前に話をした、例えば出産して祝金をもらって1年たったらずぐまた転出すると、そういう場合には6条に該当するのか、ここに祝金の返還というのがあるんですが、村長は、偽りその他不正な行為により前条に定める交付を受けた者があるときは、その者が既に受けた金額全部の返還を命ずることができると思えますが、これは大宜味村に人口をふやすためのものであるから、家庭に何らかの事情があって転出するかもわからないんですが、意図的にこういう方も出てきた場合の処置がこの6条に当てはまるのか、その辺を聞いて終わりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 少なくとも1年はこっちにいてほしいということです。その中で本当にうそついて、偽りの、これを目的に書類を改ざんしたとか、そういうことが不正な行為とっております。1年過ぎて、こちらから転出していったからこれが不正に当たるかといったら、この条例の中からは不正と見ることはできないと思えます。そのあたりを偽りその他の不正というのは、それを取るためのごまかし、そういうものを考えています。1年過ぎて転出した方についてはその権利はあるということで、この条例上理解しています。

（発言する者あり）

○ 副村長（島袋幸俊） やはり個人情報を守る上で、そのあたりは調査してもいいよという、職員だからといって勝手にその人の財産を調査したり、また滞納状況等を調査できないものだから、個人から申請する人から、そのあたりの承諾をもらって進めていきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この出産祝金は、これから子供を産み、育てる人たちには非常にありがたい祝

金だなとは思っていますが、金額が、私としては何かパツとしないというか、もっと多くあげてもいいんじゃないかと思ったりするんですけども、どの辺でこの金額が設定されたのか。他市町村との兼ね合いもあるんですが、お聞かせ願います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 新城一智議員の質疑にお答えします。

この条例をつくる際に、近隣市町村の確認をしまして、国頭、東、先行して条例を整備して出産祝金をあげておりますので、そちらを参考にして設定しました。財政との相談もしながら、この金額を、まず初年度、最初なのでこれぐらいではどうかということで、近隣市町村の状況も見ながら設定いたしました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、この金額というのは、東も国頭も同じ金額ということで捉えていいですか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） いえ、国頭と東と、第1子が若干、国頭が3万円、東が5万円でしたか。そういうことで、第2子あたりも若干違いまして、第3子以降については10万円、同じ金額となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 第4子とか、第3子以降とかは、ああ、以降で書かれていますね。第4子、第5子とかになったら、すごく大宜味村にも貢献すると思いますけれども、第3子から10万円ということは、もっと何か書き方があったのかなと思ったり、金額の設定があってもよかったんじゃないかなと思いますけど、委員会が違うものですから委員会で議論したいところですが、今後もっと子育て世代が、今2人産んでいる人が、3名、4名と産めるような、希望が持てる祝金も含めて子育ての支援も頑張っていたきたいと思います。終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時08分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎議案第18号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番(新城一智) 確認だけさせていただきたいと思います。

2款1項11目の13節、15節にかかわると思うんですが、結の浜の避難路線形変更ということで、この避難路については、前に施工承諾をもらってオーケーだということで走り始めた避難路だと認識していますけれども、どのような経緯で今回線形を変更して、そういう形になっているのか。これは工期もおくれると思うんですが、説明をお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) 総務課長兼村史編纂室長。

- 総務課長兼村史編纂室長(神里富松) 新城議員の質疑にお答えします。

実は、前回、委員会でも用地については施工承諾をいただいていますということで、全員いただいていますという話をしました。その後に、用地購入の契約案を示して、当然不動産鑑定士も入れてやったんですけども、1件、どうしても納得がいけないということで、この路線がA、北側ですね、A路線。B路線に発生していて、このB路線の国道からすぐ上がったところに持っている土地の地主なんですけど、どうしてもできないということで、この土地が階段の最初の駆け上がりの階段部分が引っかかかっていて、次、折り返してまた左側に曲がるときも上でまたかかっているんですね。それでどうしてもここをずらすために上のほうを上げて、横にずらして行って、入り口も右側に触れないようにずらしたということで、それでこの前、形ができ上がったものを結の浜住民を含め説明しようということで先週土曜日に持ちました。もうこの線形で固めないといけないということもあって説明もしました。国道ともいろいろやっていく中で、国道の柵があって、それも触れているんですね。ただこの柵は横に旧国道の残りであって、現在使われていないと。そういうこともあって、そこは何かカバーできるというものもあって、線形を変更したと。ただ、用地交渉で何回か粘ったんですけども、どうしても無理だと、答えがはっきりしたので結果がこういうふうになりました。以上です。

- 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。

- 2番(新城一智) この線形変更に伴って、新たな地主というか、施工承諾をいただく地主が発生したのか。またその人と交渉はきちんとできているのか、これを伺って終わります。

- 議長(平良嗣男) 総務課長兼村史編纂室長。

- 総務課長兼村史編纂室長(神里富松) 実際に、当初の計画の中で隣接地主も承諾をいただいています。ただ、今回は隣接にはなくて、そちらの土地も若干触れてきますということで説明もして、その承諾も得ています。土地の云々、鑑定士の話も同じような値段でしかできないので、そういうところも進めて承諾は得ています。以上です。

- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) ちょっと確認だけをしておきたいと思います。

15ページの14款2項4目の中の47、花き産地総合整備事業補助金、これは未採択によって300万円が減額されているんですが、この未採択の理由についてお願いしたいと思います。

次に30ページの3款2項1目児童福祉総務費の代替保育士賃金、これが490万円減額になっているんですが、これは新年度予算との絡みがありますのでお聞きしておきたいんですが、490万円減額の理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長。

○ 産業振興課長(大城 武) 質疑にお答えします。

花き産地総合整備事業補助金が300万円の減となっていますが、事業計画の中で災害に強い施設を考えていたんですが、実際に農家の希望者がいなかったために事業を執行していません。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(宮平和美) 前田 孝議員の質疑にお答えいたします。

児童福祉総務費の保育士の賃金でございますが、資格者の採用、なかなか雇用できなくて、ハローワークとかいろいろ当たってはいるんですが、なかなか資格を持っている方がいなくて、無資格の方の賃金が6,000円となっていますので、その方を、また短時間とかそういう形で雇用しているものですから、どうしてもこれぐらいの予算が余ってしまったということでございます。以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 教育委員会にお聞きしたいと思います。

説明資料の66ページ、10款5項1目19節の細節36、児童生徒などの県外派遣支援補助金とあるんですが、これはどういったあれなのか。これは新年度予算にも組み込まれていて、県外派遣というと、新年度予算を見ると、那覇羽田、那覇福岡、小学生何名、中学生何名、高校生何名ということで、具体的に行き先も決まっているし、人数も代替概算で出されているわけなんです。これはどういった派遣のあれなんですか。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) この件については、一括交付金を利用している補助でございます。この補助については、航空運賃の半分の助成ということでやっていて、現在多く使われているのが中学生、小学生のソフトテニスのほうで今年度も使われている部分があります。それで最終予算を確認しながら、今回の補正になっているところです。余った分を減額しております。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) これは新年度予算と絡めて話をしているんですけれども、新年度予算では行き先もちゃんと書かれているわけですね。那覇羽田、小学生8人、高校生8人。那覇福岡、小学生10人、中学生が10人ということで、この航空運賃の、今お話があったとおり受益の5割ということで補助、ソフトテニスの派遣ということを言われたんですが、これも平成28年度の予算のことを言ったらちょっとあれだけど、今、残があるものだから、既定、はっきり決まってはいるわけですか。決まっているのか決まっていないのか、行く先をですね。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 行く先ははっきり決まっていますので、今までの実績の中での表現に

なっているとお考えください。補正については、もう決定して、ある程度使うであろう金額を残して、そのほかについては減額しているということです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この派遣費については、ソフトテニスということで聞いたので、これは県外大会ということですね。これは人材育成基金からもあるのか。これは内容を読むと、航空運賃の5割という大変な負担も来ると思うので、ぜひこういった県外派遣のものについても、人材育成基金の残額が790万円もあるわけですから、こういったものもちゃんと活用されているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 人材育成基金のほうにも申請を出しております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 4款1項6目13節、ページは93ページ、細節1、火葬業務及び。
（「新年度じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは124ページお願いしたいと思います。

その中の観光受入体制強化促進事業委託料として184万6,000円計上されているわけですが、この説明書を見ますと3村連携イベント事業の業務委託料という説明があるんですが、この3村連携イベントというのはどういうものか、ひとつ内容をお知らせ願いたいと思います。

次に147ページの小学校費関係についてお伺いをいたします。4月1日から4小学校統合されて、従来までの4小学校は閉校となるわけですが、この新年度予算を見ますと、学校の管理関係の予算が見当たらないんです。閉校後の学校の建物の維持とか、その周辺の環境整備関係、草刈りなど、そういったものの予算が全然見当たらない。無人になるわけですから、4月1日からは。その前に学校の警備、パトロール関係、その辺についてはどうお考えになっているのか。予算に見当たらないものですから、ひとつ教育委員会の考え方をお示し願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

124ページの2目観光費の中で観光受入体制強化促進事業委託料ということで184万6,000円、その中で30万円の3村連携イベント事業ということで計上しています。これにつきましては、3村いろいろ協議しまして、今後連携しながら3村の観光、また物産関係をこの地域で、外のみじゃなくて、この地域で持ち回りで開催していきましようということで、平成28年度につきましては国頭村、ちょうど国頭村が新設している施設がございます、道の駅のそばですね。そういう施設の落成にあわせたとこで3村の観光と物産のピーアールをしていきましようということで行っています。次年度以降、大宜味、東、持ち回りという形でやっていく事業となっております。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 議員おっしゃるように、今管理部分について当初予算で上げている部分は予算調整上いろいろありまして、現在、各小学校においては光熱水費等の予算は今5割程度で上げております。あと除草関係とか警備関係の管理費については、現在上げておりませんが、確かに4月1日から学校が閉鎖されます。それについて前半部分については教育委員会が管理をしながら各、回っていく部分と。あと駐在のほうをお願いをして、そこも重点地区として回っていただくという部分と。今後、財政側と相談の上、管理部分の予算関係を調整していきたいと考えています。

あともう1点、喜如嘉のプールに関してですが、次年度、平成28年度に新しいプールを建設事業の部分で予算を計上しております。1年間は喜如嘉の学校のプールを活用しないといけない部分がありますので、その点につきましては、若干の予算を、平成28年度の当初予算のほうに計上してございます。というような形でやっていきたいと、今考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この草刈りなどは常時やらないとだめですよ。現在皆さんはわかるでしょう。PTAと地域の方々の協力を得て、年に2回から3回やっているんです、草刈り。それでも足りないぐらいなんです。それをやらないと、跡利用の問題との絡みもいろいろ出てきますよ。

それと閉校後の学校の管理として、パトロールを駐在さんをお願いしたいという話も出ているわけですが、これは学校は誰でも出入りできるようになるんですが、校門は施錠するんでしょうか、ふだんはその辺の管理体制がどうなるかということが非常に心配なんです。確かに光熱水費も、前年度の2分の1は計上されていますよ、これは当然、その光熱水費は出ますからね。ですが、その場合にこの光熱水費の管理もどうするかということです。水道もこれだけあるわけですから、出しっ放しされたら非常に困るわけですね。だから校門に施錠したりしての管理の方法はどうやっていくのかということ。実際は、学校施設の開放事業として何らかの方法で取り組んでやっていくのか。その辺の方針も示しておかないとだめですよ。

それと、私ずっと申し上げていたんですが、12月の一般質問でも、小学校、幼稚園の未登記の問題も申し上げていますが、これも予算には見当たらないんです。12月は早急に、困難な年ではあるけれども、早急に整備に努めていきたいという答弁もいただいたんですが、これは遅くなれば遅くなるほど大変ですよ。今、再三再四言うように、学校だから別よと、閉校したらすぐ出てきますよ。これが非常に懸念されるんです。12月に申し上げなかったんですが、現に今帰仁村では裁判闘争になっているわけです、皆さんご存じでしょう。そうなったら跡利用に大分影響出てきますよ。ですからそういう予算もきちんと計上していただければならないと思うんですが、先ほど申し上げたこの2点についてどうお考えですか、課長。お示し願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 学校管理について、校門等の施錠等はやりたいとは思っていますが、各学校によって隣から入れる部分もございますので、教室等の鍵はもちろん閉めるわけです。あと水道関係ですね、そこら辺も担当と確認をしながら蛇口の栓は抜いておくとか、そういうような形でやっていきたいと思います。

あと用地については、12月にも述べていたように、なかなか進んでいないのが現状なんです、1件1件、難しい案件ではありますが、やっていきたいと思っております。年度明けすぐにでも着手できるような形をとらせていただきたいと思います。そのときにはまた御協力よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 未登記の問題については、今おっしゃるように取り組んでいきたいということは再三再四言っていますよ。それはいいんですよ、姿勢は。その姿勢をあらわすのは予算でしょう。予算に計上しなくては動けないわけでしょう。今まで従来やっていたときは委託料で組んでいるわけですから。6月補正あたりで財政当局と相談して、早目にこれをやらないといけないと思うんですが、6月補正あたりで努力、やれとは強く言いたくないんですが、努力されるお考えはありますか。それだけお伺いして終わります。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 予算のほうも、予算がなくてもできるような用地交渉を行いながら、かなり難しい登記になると思いますので、そこら辺の予算を財政側と確認をしながら、6月には上げられる

ような努力を行っていきます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 93ページお願いします。

4款1項6目13節、細節1、火葬業務及び機械設備等管理委託料、この件は去年も話したんですけれども、去年も同額です。そして村内の方が希望しております。地域に雇用という形でぜひ取り組んでいただきたいと思います。この件については、要望している人が、複数の方がいます。

それと関連して、担当にも去年少し話していたんですけれども、複合職種による自治体広域の対応で経費削減利用効果などを推進する運営はできないかということで、今、国頭地区行政管理組合では消防とごみの焼却事業をやっているんですけれども、大宜味村は、全国で火葬場1釜というのは大宜味だけだろうと言われております。それで故障した場合など、修繕するからということでほかの火葬場を利用しなければならないような状況にあります。そういう意味でも、今、東村は現在ないんですけれども、東村は国頭村に委託して対応をとっております。そういう意味でも、国頭村は2基、釜がありますので、ぜひ連携してやれば、特に焼却炉の釜と火葬の釜は管理が似ているので、複合職種による自治体広域に経費節減ということで、ほかの部署でも財政難、財政難ということで業務をきちんとやっていきたいんですけど、予算上断念するということがありますので、この辺はできないものかということでお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 吉濱議員の質疑にお答えします。

火葬業務及び機械設備等の管理委託なんですけれども、地元の方で何名か雇用する人がいるという話を昨年も聞いたんですけれども、火葬場は平成11年から新しく新築されて、もう17年ぐらい経過して、かなり老朽化している面もありまして、火葬業務だけじゃなくて、設備等の維持管理もあわせて行っている業務なんです。それで機械設備等もある程度の知識や、そういった設備に詳しい方がいないとうまく運営できないんじゃないかと思ひまして、ずっと随契で専門業者と契約をしているところなんですけれども、今後地元の方が本当に機械設備等の関係も精通しておられる方がいて、管理ができるのか。そのあたりも検討を踏まえて考えていきたいと思ひております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） この管理業務というか、機械等については、基本的に課長からありましたように専門の対応できる業者、ソウフについては私も今帰仁を調査したんですけれども、今やっている方の前の人は90歳になるおじいさんが元気にやっていたそうです。それで大宜味の機械とそんなに変わりないと、構造上も。だから地元でできる職種というのかな、それがあると思ひます。それと連携してメンテナンスの件については、この会社がやっていると。また会社についても、先ほど複合職種による自治体広域の運営のやり方をすると。もっと軽減できるんじゃないかと思ひています。また、予算上の問題については予算委員会で話していきたいと思ひますが、その辺を広域で検討するかやってもらいたいと思ひますので、その辺は返答いただきたいと思ひます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大変ありがとうございます。

私も、今、国頭行政事務組合の中で消防とごみのほうをやっているんですけれども、やはり行政事務

組合としてももう少し枠を広げて、いろんな行政が連携できるような事業はないかなという思いをしておりました。もしそういうことでできる可能性があれば、ぜひ3村話し合いをして、確かに吉濱議員が今話されたように、管理をする、大宜味と国頭を一緒に管理することができたら、あるいはまた火葬が同じような時間にある場合には、連携してできるような方法がとれるのかなという思いを、今聞いていてしまったので、その辺については3村の管理者とも話をして、できるだけ前向きに検討していきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 議案の中では、特に産業振興課、農業委員会あたりのものになりますけれども、含めてですね、平成27年12月24日に農業委員会から提出された大宜味村農業施策に関する建議書が提出されておりますが、この建議書の要望事項などが平成28年度の予算にどのように反映されているのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 金城 勇議員の質疑にお答えします。

まず、建議書についてですが、大きく分けて6つの項目で建議が上がっております。まず1番目の鳥獣被害対策についてですが、これについては現在、県の鳥獣被害対策協議会より補助金を受けまして、イノシシ対策におけるワイヤーメッシュ等の設置を行っています。また村の予算としましては、イノシシ、カラス駆除に対する助成を行っています。

2番目の農業用かんがい施設整備については、現在、確かに冠水施設等を整備しないといけない地域があるんですが、地域の組織をつくらないと事業が実施できないような状況もありまして、今のところ予算の計上はしておりません。土地改良区の再生整備等ということも要望がありますが、喜如嘉地域において、今すぐ実施までには結びつけきれないんですが、再生整備を行っていくような方向で進めたいと思えます。また喜如嘉の中での農業用水の確保ですが、今回、大川川の整備計画がありますので、その中で取水ができないかということで、建設環境課と協議を進めているところです。

それと3番目の販売先の加工とか農業技術の向上に対しての支援ですが、これについても人・農地プランを中心に進めていく予定です。

4番目の農地集積に対する支援ですが、これにつきましては農地中間管理事業というのを平成26年度から実施してまして、平成28年度についても担当を1人配置して進めていきたいと思っております。

5番目のパインの生産に対する支援についてですが、現在、村の中でもパイン協議会が積極的な活動を行っていますので、その中で苗の確保とか、各関係機関と相談しながら進めている状況で、予算の上では平成28年度生食用の苗を導入して、実証補助ということで予算を計上しています。

6番目につきましては、繁忙期の時期に人的支援ということがありますので、これにつきましては、今回シークワサー協議会の強化も図りながら、そこら辺、支援できるような形で進めていきたいと思えます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） ただいま課長のほうから答弁がありましたが、6つの大まかな項目ということで、大分、建議書から見ると予算化されている部分もあると思えます。農業委員の皆さんも喜んでいただいているのではないかと思います。それでそれぞれの項目について取り組んでいるのはいいんですが、これは予

算化されていないものについて、やはり日ごろから農家の皆さんと意見を交換しながら、農家との情報交換できる場をもっともっとふやしてこの要望書に対して支援を続けながら、また農家が安心してできて、担い手がこの地に希望持って定住できる環境づくりに取り組んでいけるように、村としてももっともっと取り組んでいかなければいけないと思いますが、この辺で村長のお気持ちを聞いて終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。

確かに農業問題については、私もまだ農家の皆さんとのコミュニケーションといたしまして、そういう情報交換等が非常に少ない状況にあります。去った農協の部会の交流会の中でもお話をしましたが、やはり今後、大宜味村の農業の振興についてどういうふうな方法がいいのかという経験者の皆さんからお話を聞く機会をぜひつくっていききたい。そういうことで積極的に私のほうから声かけをして、農家の皆さんとの交流、情報交換をこれからしっかりやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では71ページ、福祉課、3款1項3目19節、細節35、36の事業の内容についてと。

117ページの6款2項2目13節、細節8、単独事業設計委託料、これは長寿と癒しの森整備、産業振興課なんですけど、この件については企画観光課というイメージがあったので、産業振興課から予算が計上されているんですけど、そのいきさつと。今後、どういうふうに癒しの森整備を進めていくかお聞きしたいと思います。

福祉課は事業の内容と、どういう事業なのかをまず伺います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 新城一智議員の質疑にお答えいたします。

平成29年4月をめどに、認知症の対応型のグループホームの建設を第6期介護保険事業計画の中に盛り込んでおります。それで去った2月ごろでしたか、グループホームをつくるために沖縄県介護保険広域連合のほうで募集をかけまして、今2施設が上がってきております。その2施設において、決定された事業所に支援をするということで、3款1項3目19節の介護施設等整備開設準備経費等支援事業というのはソフトの面であります。細節36においては、地域密着型サービス等整備助成事業ということで3,200万円の事業で、県のほうに申請して事業の準備を助成しようという事業であります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） では新城議員の質疑にお答えします。

癒しの森整備計画というのは、企画観光課のほうで全体計画を行っているものなんですけど、このゾーニング計画の中で中核的施設ということで、この中に公民館エリアとか、いろいろエリアがある中で、主に林務サイドの事業が当てはめられるんじゃないかということで、今回委託の予算を計上しています。ただ、林務だけの計画を入れてしまうと、ほかのゾーニング計画の中の関連性とか、そこら辺がちよっとどうなるかという心配もあるものですから、今回はその周辺を含めて中核エリアの部分の実施計画をやっていって、この実施計画の中で実際補助金が受けられる事業なのかどうかというところまでの検討をやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) 福祉課は事業的にはわかりました。こういう施設がこれからはニーズがあるということで、非常にいいことだとは思いますが、100%補助ということでもありますので。

癒しの森についてなんですが、まだ村としての方針が見えない部分があって、村自体で癒しの森を整備して、運営していくような、例えば設計委託などでも単費使ってやるわけですから、そういうふうなのか。それとも民間を活用して、その民間に、誘致というところで村の意向に沿った、民間を活用した癒しの森にするのか、方針が見えにくいものですから、その辺、村の方針があればそれを聞いて終わりたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(山城 均) それではお答えします。

策定しました癒しの森の基本構想におきましては、インフラとか道路、水道、それから管理施設、駐車場とか、そういった関連については、基本的には村として整備する方向で行うと。あとの利用については、今後宿泊施設とか、そういったものの中央センター的なものは村が行う方向で。その附随する宿泊施設、そういった宿泊エリア等については、なるべく民間の力を借りていきたいという形でまとめております。ですけれども、今回の基本設計、平成28年度の予算計上におきまして産業振興課で計上しております事業については、農林水産省の総合事業ということで聞いております。インフラ整備だとか、そういう関連する施設も可能な事業と、要するに宿泊施設とか、そういったものも可能という事業を採択に向けて行うということをお願いしておりますので、その中で村でできるもの。またほかに民間導入が必要なのかということも含めながら、平成28年度計画で進めていきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 一智議員と同じ考えの質疑ですけれども、この長寿と癒しの森整備計画については、本村でも第3次総合計画から照屋村長、あと第4次総合計画で島袋村長というふうに受け継いできたわけですが、なかなかこれが進展しないということで、今回村長が施政方針でも、この計画が進展していない状況で実施計画を立てて整備していくということでありますが、今までの第3次総合計画、第4次総合計画の前期、後期を見ても、ゾーンの、今産業振興課長から説明があったんですが、第5次総合計画の構想もできていると思っておりますが、この4次総合計画との兼ね合い、4次総合計画の中では森の体験ゾーンとか農園ゾーン、村の交流ゾーン、バックヤード、あとクワンふれあいゾーンというふうにならわってきているわけなんですよ。そういった中で、今、一智議員からも質疑があったんですが、村としての構想、この中からまたいろんな計画を練って変えていく可能性もあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(山城 均) お答えします。

確かに第4次総合計画におきます計画については、広範囲な計画になっていると思っております。ダムを、湖畔を含むとか、あと農地ゾーンとか大工又の一带、全ての地区とか、そういった全村的な癒しの里という基本がつくられております。今回、やはりこの取り組めるべきところ、部分ということで、構想も練り直しまして、大工又の一部、用地を取得しました部分を中核施設という、中心施設ということで捉えまして、その中にエリアごとの、宿泊エリア、体験エリア、あと管理エリアとか、そういった4つの

エリアだったと思います。ちょっと今資料を持っていませんけれども、今回、その中核施設を整備するという方向で実施に向けて取り組んでいきたいと。全体的な構想の中の中核施設の実施をしていくということで考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） この今回の調査設計委託業務においても、結い基金から500万円というお金を使っているわけなんです。ふるさと納税のために使ってくださいということであるとは思いますが、ぜひこういった基金の、皆さんが納めた税金を、ぜひ実のあるものにしていくためには。やっぱり、トップがかわれば計画も、自分の思いもあると思います。そしてこれが調査、委託業務が入ったということは、私たちはこれは計画を、工事実施していくという思いがありますので、そういった実施計画が進めば、あとの管理、体制はどうなるのか。その1点。

あとは村長に、トップがかわれば自分の思いもあると思うので、今までの4次構想と、5次総合計画の中では変わった部分、夢があれば、構想があればその辺をお聞きして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。

これまでの歴代の村長が思いを持って癒しの森構想をしてきたわけですから、その思いをしっかり受けとめながら、今回の予算に上げている大工又地域のエリアの分については、やはり皆さんの意見も聞きながら、これからしっかり委託業務に向けて、村としての思いも、私の思いも伝えながら委託業務をぜひ進めていきたいと思っております。具体的なことについては、今のところはっきりとは申しませんが、やはり民泊事業とか、いろんな事業がありますので、そういうものがこの事業でできるかどうかということも精査しながら、事業推進のためにぜひ進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後12時15分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時22分）

◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第26号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第29号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第26 全員発議により提出されました議案第30号 専決事項の指定について（平成3年12月13日）の一部変更を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 議案第30号 専決事項の指定について（平成3年12月13日）の一部変更 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月15日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 安里重和 仲井間宗利 新城一智 前田 孝 大城佐一 吉濱 覺 宮城辰徳 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 村長の専決処分事項に、議会の議決を得た工事契約の変更に係る専決委任（法第180条第1項）の指定基準について、見直す必要があるため、この案を提出する。

専決事項の指定について（平成3年12月13日）の一部変更

専決事項の指定について（平成3年12月13日）の中で、記を次のとおり変更する。

記

議会の議決を経た工事契約について、契約金額の増額若しくは減額が400万円以内の変更

附 則

この議案は、議決の日から施行する。

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第30号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決事項の指定について（平成3年12月13日）の一部変更を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第30号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（平良嗣男） 休憩します。
(午後12時30分)
-

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後12時35分)
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に過疎地域自立促進計画審査特別委員会及び予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員。予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変御苦労さまでした。

(午後12時36分)

平成28年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成28年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年3月16日 午後12時09分)

散 会 (平成28年3月16日 午後12時19分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第19号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第20号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第21号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第22号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第23号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午後 12時09分)

◎議案第19号～議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第4 議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 40号

平成28年3月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第19号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第21号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第22号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第23号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇)

- **予算審査特別委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました議案第19号から議案第23号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。
- 本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第19号の主な内容は、実績に伴う補正で、15,711千円の減額補正であります。11件の事業等の繰越明許費、11件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第20号平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第21号平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第22号平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第23号平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件については、実績等による補正であります。

議案第19号から議案第23号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

- **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

- **議長（平良嗣男）** 起立多数です。

したがって議案第19号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第20号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第21号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第22号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第23号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

- 議長(平良嗣男) お諮りします。委員会審査のため3月17日、18日、22日及び23日の4日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって3月17日、18日、22日及び23日の4日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後12時19分)

平成28年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成28年3月24日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成28年3月24日 午後3時02分)

閉 会 (平成28年3月24日 午後4時35分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	報 告 第 4 号	専決処分の報告について (大宜味小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約の変更について)	報 告
2	報 告 第 5 号	専決処分の報告について (結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について)	報 告
3	議 案 第 9 号	大宜味村過疎地域自立促進計画 (平成22年度～平成27年度)の変更について	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 10 号	大宜味村過疎地域自立促進計画 (平成28年度～平成32年度)の策定について	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 11 号	大宜味村行政不服審査会条例	委員長報告 質疑～表決
6	議 案 第 12 号	大宜味村行政不服審査関係手数料条例	委員長報告 質疑～表決
7	議 案 第 13 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議 案 第 14 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議 案 第 15 号	大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議 案 第 16 号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
11	議 案 第 17 号	大宜味村出産祝金に関する条例	委員長報告 質疑～表決
12	議 案 第 18 号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
13	議 案 第 24 号	平成28年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議 案 第 25 号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議 案 第 26 号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
16	議 案 第 27 号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
17	議 案 第 28 号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
18	議 案 第 29 号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
19	陳 情 第 1 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	意見案 第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書	提案説明 付託省略
21	決議案 第1号	日米地位協定の見直しに関する要望決議	提案説明 付託省略
22	決議案 第2号	沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議	提案説明 付託省略
23	決議案 第3号	米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議	提案説明 付託省略
24		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時02分）

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（大宜味村立小学校・中学校グラウンド及び外構工事の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月24日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付していますのでお目通しください。

昨日、内容について説明していますので、説明は割愛していきたくと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第2 報告第5号 専決処分の報告について（結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 報告第5号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月24日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付していますのでお目通しください。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

- 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 3時05分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時06分）

◎議案第9号及び議案第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について及び日程第4 議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを一括して議題とします。

委員長の報告を求めます。過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 6 号

平成28年3月18日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

過疎地域自立促進計画

審査特別委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第9号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について	原案可決 全会一致

（大城佐一経過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長 登壇）

○ 過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第9号大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について及び議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について本委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等出席を求め、3月18日、午前10時から審査をいたしました。

先ず、議案第9号の主な内容は、計画の事業名に「屋外運動場」と「その他」を追加し、事業内容に「屋外運動場整備事業」の追加及び、事業内容の「学校施設外構整備事業」を「校舎」から「その他」に変更するものであります。

次に議案第10号について説明します。本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。過疎市町村の指定を受けている本村の自立促進のために策定されるもの

で、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5ヵ年間であります。

主な内容は、産業の振興については、農業基盤整備促進事業等26件、交通通信体系の整備については、道路改良や橋梁整備事業を中心に12件、生活環境の整備については、水道・下水道・消防等15件、高齢者等の保健福祉の向上及び増進については、総合福祉センターを中心に6件、医療に関する分野については、へき地診療所設備整備事業等3件、教育の振興の分野については、小・中学校プール整備事業を中心に10件、地域文化の振興等については、文化財資料館整備事業と根謝銘グスク発掘調査の2件、集落の整備については、空き家・空き地活用事業等2件、その他地域の自立促進に関し必要な事項については、庁舎移転整備事業等2件、当面する課題を踏まえながらその対策及び事業計画を策定したとの説明でした。

議案第9号及び議案第10号について、質疑・討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例、日程第6 議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例、日程第7 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第8 議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第9 議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例及び日程第12 議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の8件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 4 号

平成28年3月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第11号	大宜味村行政不服審査会条例	原案可決 全会一致
議案第12号	大宜味村行政不服審査関係手数料条例	原案可決 全会一致
議案第13号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 全会一致
議案第14号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第15号	大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第16号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第17号	大宜味村出産祝金に関する条例	原案可決 全会一致
議案第18号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第11号から議案第18号までの8件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、企画観光課長、財務課長、産業振興課長及び教育課長の出席を求め、3月17日午後1時30分から審査をいたしました。

議案第11号から議案第13号については、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行期日を定める政令の施行に伴い、条例の制定若しくは一部改正をするものであります。議案第11号は大宜味村行政不服審査会条例を新しく制定するものであります。附則で施行期日は、平成28年4月1日とし、2項では特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、大宜味村行政不服審査会委員の日額を、9,300円としております。議案第12号は、交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものです。施行日は平成28年4月1日からとなっています。議案第13号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備をするものであります。第1条（大宜味村情報公開条例の一部改正）、第2条（大宜味村個人情報保護条例の一部改正）、第3条（大宜味村行政手続条例の一部改正）、第4条（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）、第5条（大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）、第6条（大宜味村園芸農業活性化事業の分担金徴収条例の一部改正）、第7条（大宜味村団体営草地開発事業の分担金徴収条例の一部改正）、第8条（大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部改正）それぞれ条例の一部を改正するものです。附則には平成28年4月1日から施行と経過措置を規定しています。

次に議案第14号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係する条例を整備するものであります。第1条（大宜味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）、第2条（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）、第3条（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）、第4条（大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正）、第5条（大宜味村職員の旅費支給条例の一部改正）それぞれ条例の一部を改正するものです。この条例は、平成28年4月1日から施行することとなっています。

次に議案第15号及び議案第16号は、4小学校の統合・中学校の移転により条例の一部を改正するものであります。両条例ともに、平成28年4月1日から施行することとなっています。

次に、議案第17号大宜味村出産祝金に関する条例は、村の人口の増加を促進し子どもを産み育てやす

い環境を支援するため、制定するものです。主な内容は、第1子50,000円、第2子70,000円、第3子以降100,000円を支給する条例となっています。この条例は、平成28年4月1日から施行し、施行日以降の出生児について適用することとなっています。

次に議案第18号は、平南川ター滝駐車場を整備したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行することとなっています。

議案第11号から議案第18号までの8件について、質疑、討論はなく、全会一致でもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 大宜味村行政不服審査会条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第11号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村行政不服審査関係手数料条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第13号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第14号について討論を行います。討論はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第15号について討論を行います。討論はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第15号 大宜味村立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 大宜味村出産祝金に関する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算、日程第14 議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第15 議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第16 議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第17 議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第18 議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 7 号

平成28年3月23日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第24号	平成28年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第25号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第26号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第27号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第28号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第29号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました議案第24号から議案第29号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長ほか、教育長、関係課長等の出席を求め、3月22日及び23日の2日間にわたって審査を行いました。

また、22日には予算に関連して2か所の現地調査も行いました。

議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算は、総額32億9千99万2千円で、主に、沖縄振興特別推進市町村交付金事業によるもので、対前年度16億5千16万8千円減額の33.4%の減となっております。減額の主な要因としまして、学校建設事業の完了によるものです。

議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額6億8千5百25万3千円で、対前年度2千7百89万9千円減額の3.9%の減となっております。

議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額1億4千4百22万円で、対前年度7百51万3千円増額の5.5%の伸びとなっております。

議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額2千3百23万6千円で、対前年度21万2千円減額の0.9%の減となっております。

議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3千4百60万6千円で、対前年度37万6千円減額の1.1%の減となっております。

議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入5百21万6千円、収益的支出3百78万9千円となっております。対前年度、収益的収入は、1百65万9千円、収益的支出は、1百66万円の減額となっており、収入と支出の差額、1百42万7千円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、41億7千8百30万7千円で、対前年度16億7千1百14万7千円減額の28.6%の減となっております。

議案第24号から議案第29号までの6件については、質疑、討論はなく、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第25号から議案第29号の5件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ **8番（吉濱 覺）** 議案第24号、大宜味村一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

私は、これまでに継続して本村の未来を担う子や住民の命を守るために、学校建設や埋立地結の浜の安心、安全な環境づくりなどについての一般質問や討論を繰り返してきました。

本案は、結の浜安心安全な環境づくり整備事業や学校建設費のプール建設関連予算が計上されています。国は、今後の学校施設整備は教育機能のみならず、あらかじめ災害時の避難場所として必要な諸機能を備え、安全性、防災機能強化の必要性を示しています。東日本大震災の教訓を生かしたとは思えないこの事業は、行政運営上、あり得ないことであります。東日本大震災から私たちはこれまでにこの震災から多くの教訓を得てきたはずです。本村では、だからこそ塩屋湾沿いにあった重度身体障害者施設や消防署がいち早く高台に移転しております。

しかし、村教育委員会は小中学校の移転先を県津波避難計画策定指針や県津波被害想定調査などの根拠資料をもとに、学校敷地中間部から標高約20メートルの裏山へ安全な避難が可能だとの計画を示し、計画に不安や反対する住民と防災知識学専門家などの指摘を無視するように、平成26年3月議会で移転が埋立地結の浜に可決され、来月の4月には開校することになっております。学校敷地や各箇所でもバリアフリーが施され、将来は2階に上昇できるエレベーターのスペースも確保されているとの説明も受けています。村は避難工事を着手していますが、北側の階段は避難混雑を回避する追い越しが可能なスペースが確保されていない。踊り場が12カ所に245段もあり、標高34メートルの位置の避難場所に避難するのに間に合うとしております。階段を利用できない災害弱者は、学校敷地から村道など、1,191メートルの距離を移動して、村が示した場所に避難すると、避難に有する時間は45分で、津波到達時間36分以内の避難は時間を超過します。またそれ以前に避難する車の疾走が予想される国道を横断できるものでしょうか。さらに標高6.5メートルに嵩上げされた学校敷地から約4メートルも低い国道に一旦おりなければ避難ができません。国道を横断できないでいる間に、北と南と中間の川から津波は回ってきます。村長は高架橋については、その必要性をこれまでたびたび表明しております。

また、大宜味村は全く避難困難地域ではないので、5分以内でも十分避難することが可能であるとして、避難路の実施についてはしっかりと保護者や住民に報告ができるよう地域懇談会を進めたいとしております。しかし、3月12日に結の浜で説明会を開いたと報告を受けていますが、ほかの地域ではいまだに実現しておりません。特に保護者からは子供たちのために学校の屋上から国道をまたいで直接高台に避難できるスロープ式の高架橋を設置できるようにしてほしいとの声があります。新年度の予算には、結の浜安心安全な環境づくり整備事業の避難対策は避難広場と駐車場の整備となっております。津波に対して無防備な埋立地に学校をつくってしまったので、未来を担う子供や災害弱者の命や尊厳にかかわる安全確保を無視していいということはありません。また身に危険を感じて村外に転出した家族もあり、判断に苦しみ躊躇している家族もいます。住民の信頼を取り戻すには膨大な勢力が必要であり、誰もが納得、安心できる施策と説明を村に要望します。村は、今定例会で認定こども園の設置について、大宜味小学校跡を検討していると表明しています。

避難については、役場職員の協力体制がとりやすいと安全性の理由も上げています。開校前に本村の未来を担う子や住民の命を守ることに安心が得られないまま事業を進めることに反対せざるを得ません。どうか本議案に対する各議員の賛同を求め反対討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 私は、本案に対して賛成の立場から討論をいたします。

まず、最初に発言しておきたいのは、先ほどの反対討論者のその討論内容というのが、実際に一般会

計の予算書の内容との整合性はどうかということに大変疑問を持っています、私は。これまで災害の問題とか避難路の問題をお話しされているんですが、私は全然違うんじゃないかなと思っております。

この新年度予算には、住民福祉の向上、そして生活環境の改善等、いろいろな予算が多岐にわたって計上されているんです。それを執行することによって、村民が住みやすい村になると確信しているわけです。そして今度新しく制定されました出産祝金条例、そういったものも、村民の、お互いの、大宜味村の人口の対策ということも制定されてきているわけですから非常にいいことだなと思っているんです。

そういう点からひとつ、議員の皆さんの御判断を仰ぎながら賛成していただきますようお願い申し上げます、簡単ですが、私の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成28年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 5 号

平成28年3月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	平成28年1月20日	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
2	平成28年2月17日	未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情	審査未了		

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました陳情第1号について、3月17日午後1時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係

機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。
よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって陳情第1号は、採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 全員発議により提出されました意見案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。

（5番 宮城辰徳議員 登壇）

○ 5番（宮城辰徳） 意見案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 新城一智 安里重和 吉濱 覺 前田 孝 仲井間宗利 大城佐一 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 軽度外傷脳損傷・脳しんとうに関し、各自治体の医療相談窓口等に対応出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図るため。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（IRB脳震盪ガイドライン）でしかみられません。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat2やScat3において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、PocketScat2に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1－（教育機関での周知徹底と対策）

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、＜ポケットScat2＞の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2－（専門医による診断と適切な検査の実施）

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経

学的検査の受診も義務付けるとともに、＜S c a t 3（12歳以下の場合はチャイルドS c a t 3）＞を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3－〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4－〈園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣
以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 4時08分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○議長(平良嗣男) 日程第21 全員発議により提出されました決議案第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。2番 新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○2番(新城一智) 決議案第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議
上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 新城一智 安里重和 宮城辰徳 吉濱 覺 前田 孝 仲井間宗利 大城佐一 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要があるため。

日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の市町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

平成28年3月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上です。

○議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第22 全員発議により提出されました決議案第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

- 3番(仲井間宗利) 決議案第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 新城一智 安里重和 宮城辰徳 吉濱 覚 前田 孝 大城佐一 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要であるため。

沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議

沖縄県においては、昭和47年の復帰以降4次にわたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は、県民のくらし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。

また、平成15年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。

このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。

については、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。

記

1、那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道（小禄道路）、沖縄西海岸道路、名護東道路（数久田～許田間）、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備。

2、都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため、国道329号西原バイパスを始めとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備。

3、中北部地域までの定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため沖縄都市モノレールについて、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進。

4、離島における生活圏域の広域化、一体化を促し、定住化の促進を図るため離島架橋等の整備促進。

5、沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進。

6、国道58号線名護以北における高波対策及び拡幅整備促進。

以上、決議する。

平成28年 3月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策大臣、沖縄総合事務局長

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第23 全員発議により提出されました決議案第3号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 決議案第3号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 前田 孝 新城一智 安里重和 宮城辰徳 吉濱 覺 仲井間宗利 大城佐一 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 村民、県民、観光客の人権と生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するため。

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで米国キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光に訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全・安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の人権を蹂躪し、平穏な観光旅行を脅かすもので、村民と県民、観光客と関連業界に大きな衝撃と不安を与えている。

本議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀肅正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により村民・県民及び観光客が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本村議会は、村民、県民、観光客の人権と生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底と実現を強く求める。

記

- 1、被疑者に対する厳正な対応と、被害者への完全な補償を行うこと。
- 2、米軍人の教育徹底と綱紀肅正を図るとともに、村民と県民、観光客と観光関連業界が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
- 3、「日米地位協定」の抜本的な見直しを図ること。
- 4、在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること。

以上決議する。

平成28年 3月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在沖米海軍艦隊活動司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成28年 3月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する

ものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人数
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（本部町） 県町村議会正副常任委員長実務研修会	1名（議長） 7名
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （名護市）	全議員
8月	北部市町村議長会定例総会（大宜味村） 県町村正副議長・正副委員長研修会	1名（議長） 7名
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市）	1名（議長） 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 北部市町村議長会視察研修（ベトナム） 北部三村議会連絡協議会研修会（大宜味村）	1名（議長） 1名（議長） 全議員
12月	北部市町村議長会定例総会（今帰仁村）	1名（議長）
平成29年2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館） 現地調査	1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員